

指導資料第 45 集

高等学校教育課程編成の手引き

(学習指導要領関係質疑応答集)

総 則 編

令和 2 年 9 月

福島県教育委員会

ま え が き

平成30年3月30日に告示された高等学校学習指導要領は、現行学習指導要領の理念を継承するとともに、教育基本法等で明確にされている教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成するために、全ての教科等の目標や内容を3つの柱で再整理し改訂されました。

今回の改訂に当たって示された基本的なねらい、つまり、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成すること、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視しながら、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することは、今後の高等学校教育の基本的な方向性を示すものとして重要な意義を有するものであり、各学校において教育課程を編成する上で、これらの趣旨を生かしていくことが大切になります。

本県においても、これらの方針を基本とした上で、更に東日本大震災及び原発事故の経験を踏まえ、急激に社会が変化していく中でも、生徒一人一人が自ら学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していくことができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に修得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な確かな学力を身に付けさせるよう努めていくことが求められます。

また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むとともに、人間としての在り方生き方についての意識を高め、社会の一員として必要な資質を養うことも今後一層重視していく必要があります。

このようなことから、県教育委員会といたしましては、高等学校学習指導要領の趣旨と改訂の基本方針を生かすとともに、次の点に配慮しながら教育課程の編成・実施に当たることが必要であると考えます。

- (1) 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着をより一層図ること。
- (2) 中学校までの学習を踏まえた教育課程の編成を行うこと。
- (3) 豊かな人間性と社会の一員としての自覚の涵養を図ること。
- (4) 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進すること。

各学校においては、学校及び生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした特色ある教育の展開と適切な教育課程編成のための手引として本冊子を活用され、生徒一人一人の個性を生かした教育の推進に役立てていただくことを期待します。

令和2年9月

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

目 次

ま え が き

第 1 章 学習指導要領改訂の経緯	1
1 前回までの学習指導要領改訂の経緯	1
2 今回の学習指導要領改訂の経緯	5
第 2 章 学習指導要領改訂の基本方針	6
第 3 章 総則の改訂の要点	8
第 4 章 総則に関する質疑応答	12
第 1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割	12
第 2 款 教育課程の編成	16
第 3 款 教育課程の実施と学習評価	41
第 4 款 単位の修得及び卒業の認定	48
第 5 款 生徒の発達への支援	55
第 6 款 学校運営上の留意事項	64
第 7 款 道徳教育に関する配慮事項	66
定時制・通信制関係	68
第 5 章 移行措置	72

第1章 学習指導要領改訂の経緯

1 前回までの学習指導要領改訂の経緯

昭和22年12月、文部省は「新制高等学校実施準備に関する件」を各都道府県知事宛に通達した。この中で、昭和23年に新しい理念のもとに発足する新制高等学校について解説がなされている。

昭和26年の「学習指導要領一般編（試案）」は、新学制の発足に迫られ応急的に作成された昭和22年の学習指導要領をより完全な形にするために改訂された。その冒頭に、「各学校は、その地域の実情や、児童生徒の興味や能力や必要に応じて、それぞれの学校に最も適した学習指導の計画をもつべきである。学習指導要領は、学校における指導計画を適切ならしめるために、これにより示唆を与えようとする考えから編集されたものである。」と述べ、学習指導要領の役割を明確にしている。

昭和30年12月、「学習指導要領一般編」の高等学校に関する部分が改訂され、昭和31年度から実施された。大幅な選択科目制を改め、必修科目及びその単位数が増加され、試案という言葉が削られて、基準性の強いものだけが学習指導要領に収められることになった。

昭和35年の改訂では、社会の進展や要請に即応して基礎学力の向上や科学技術教育の充実を図り、教養の偏りを少なくするなどのために、必修科目及びその単位数は、例えば、全日制普通科男子で最大に履修した場合17科目74単位となり、卒業に要する85単位と比べてほとんど選択の余地のないほど増加された。

昭和45年の改訂は、著しい高等学校への進学率の上昇に伴う生徒の能力・適性、進路等の多様化、科学技術の革新と社会経済等の急激な進展に対応するものであった。そのため、昭和30年代の改訂で増やされた必修科目及びその単位数は、全日制普通科男子で11～12科目47単位に削減された。また、各教科以外の教育活動の改善に伴いクラブ活動が必修となった。

高等学校への進学率が90%を超えた昭和48年、教育課程審議会に諮問がなされ、①高等学校の普及に伴う教育内容の在り方、②小学校・中学校及び高等学校を通じた調和と統一のある教育内容の在り方、③児童生徒の学習負担の適正化を図り、基本的事項の指導を徹底するための教育内容の在り方の3つが検討の観点として掲げられた。昭和53年の改訂では、このことを踏まえ、卒業に要する単位数を80単位に、必修科目及び単位数も7科目（女子8科目）32単位まで縮小された。

昭和62年12月の教育課程審議会答申においては、学校を取り巻く社会状況の変化や学校教育の現状と課題に適切に対応するとともに、社会の変化とそれに伴う生徒の生活や意識にいかに対応していくかという観点を重視し、①豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること、②自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること、③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること、④国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することの4つの教育課程の基準の改善のねらいに基づき、各教科・科目の編成、授業時数、各教科・科目の内容の改善方針が示され、平成元年3月15日に学校教育法施行規則の一部が改正されるとともに、学習指導要領の全面的な改訂が行われた。この改訂により、必修科目及び単位数は11～12科目38単位となった。

平成10年7月の教育課程審議会答申においては、幼児児童生徒の実態、教育課程実施の状況、社会の変化などを踏まえつつ、完全学校週5日制の下、[ゆとり]の中で「特色ある教育」を行い、幼児児童生徒に「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして、①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、②自ら学び、自ら考える力を育成すること、③ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること、④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることの4つの教育課程の基準の改善のねらいが掲げられ、これに基づき、高等学校学習指導要領の全面的な改訂が行われ、平成11年3月29日に公示された。完全学校週5日制の下での授業時数を考慮し、卒業に要する修得単位数が74単位に改められた。また、外国語及び新設された普通教育に関する教科「情報」が必修となったことから、必修科目は13～14科目31単位となった。更に、総合的な学習の時間が導入され、生徒の主体的な学習活動を活発にする取組を行うこととされた。なお、この学習指導要領は平成15年に一部改正が行われ、生徒の実態を踏まえ、必要がある場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができることが明確にされた。

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、①改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂、②「生きる力」という理念の共有、③基礎的・基本的な知識・技能の習得、④思考力・判断力・表現力等の育

成、⑤確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保、⑥学習意欲の向上や学習習慣の確立、⑦豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実の7点の学習指導要領の改善の方向性が示され、これに基づき、高等学校学習指導要領の全面的な改訂が行われ、平成21年3月9日に公示された。これまでは、「普通教育に関する各教科・科目」とされていたものが、「各学科に共通する各教科・科目」とし、国語、数学、理科、外国語、家庭、情報の各教科において、科目構成が見直された。また、これまでは、「専門教育に関する各教科・科目」とされていたものを、「主として専門学科において開設される各教科・科目」として、13教科全てにおいて科目構成が見直された。更に、生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることが示された。一方、全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、これまでと同様、30単位時間としているが、必要がある場合にはこれを増加することができることが明確にされた。

なお、各年度の改訂の概要については、次表のとおりである。

学習指導要領改訂の概要一覧表

改訂・実施年度	領域	必履修教科・科目		改訂の要点
		科目数	単位数	
昭和22年 (改訂) 昭和23年度 (実施)	教科 特別課程活動	普通科 6 職業学科 3	28 23 この他に専門科目50～60	1 単位制を採用し、卒業までに修得させる単位数を85単位以上とする。 2 生徒の能力や適性に応じ、個性を伸長するため、選択科目制とする。 3 社会科が教科として新設され、一般社会、東洋史、西洋史、人文地理及び時事問題の5科目が置かれる。
昭和26年 (改訂・実施)	教科 特別教育活動	普通科 6 職業学科 6	38～40 38～40 この他に専門科目30以上(商業科は外国語10単位を含めてもよい。)	1 教科課程の名称を教育課程と改める。 2 教科以外の教育活動の位置付けが明確になる。 3 新教科「保健体育」、新科目「国語甲」、「国語乙」、「世界史」、「一般数学」等を設ける。 4 ホームルームとクラスルームを分けるとともに、選択科目制を大幅に採用する。 5 年間35週として、週当たり教科の学習を30単位時間とし、特別教育活動を3単位、合計少なくとも、33単位時間になるように定める。
昭和30年 (改訂) 昭和31年度 (学年進行により実施)	教科 特別教育活動	普通科 10～12 職業学科 9	45～61 39～55 この他に専門科目30以上	1 教育課程に類型制を設ける。 2 教科・科目の構成を改め、新教科「芸術」、新科目「美術」、「工芸」等を設ける。 3 必履修の科目数、単位数を増やす。 4 各教科・科目の単位数は、学科やコースの性格に応じ、一種類とせず、幅を持たせる。
昭和35年 (改訂・告示) 昭和38年度 (学年進行により実施)	教科 特別活動 学校行事等	普通科 男子17 女子18 職業学科14	68～74 最低56 70～76 最低54 47～58 最低44 この他に専門科目35以上	1 類型制を強化し、科目の学年指定を行い、教育の計画化を図る。 2 普通科における必履修科目を多くする。 3 職業学科において、専門科目の内容を精選充実し、必履修単位数を増加する。 4 必履修科目を絶対必履修と学科別必履修の二本立てとする。 5 科目に甲、乙、A、Bの区別を設けて精選、集約された内容を取り扱うA類型と内容をより発展拡充させたB類型を設ける。 6 道徳教育の充実強化を図る。

改訂・実施年度	領域	必履修教科・科目		改訂の要点
		科目数	単位数	
昭和45年 (改訂・告示) 昭和48年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 各教科以外の 教育活動	普通科 男子11～12 女子12～13 職業学科 男子11～12 女子12～13 この他に専 門科目35以 上	47 47 42 46	1 必修得を必履修とし、必履修の科目数、単位数を削減する。また、いくつかの類型を例示する。 2 教育課程の領域を2つにまとめる。 3 外国語を必履修から除外し、芸術の1科目を必履修とする。 4 教科・科目の学年指定を緩和する。 5 普通科における体育、芸術の充実を図る。 6 専門科目の履修により、必履修科目の履修の代替措置を認める特例を設ける。
昭和53年 (改訂・告示) 昭和57年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動	普通科 男子7 女子8 職業学科 男子7 女子8 この他に専 門科目30以 上	32 32 27 32	1 卒業に必要な修得単位数を80単位以上とする。 2 年間授業週数等の示し方を弾力化する。 3 低学年で共通に履修させる基礎的・基本的な教科・科目を設ける。 4 学習の遅れがちな生徒に対して必履修科目を弾力的に扱ったり、習熟度に応じた授業の工夫をしたりするなどの配慮をする。 5 勤労に関わる体験的な学習等の充実を図る。
平成元年 (改訂・告示) 平成6年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動	普通科 11～12 職業学科 11～12 この他に専 門科目30以 上	38 35	1 社会が地理歴史、公民に再編成される。 2 家庭が男女とも必履修となる。 3 「その他の科目」及び「その他特に必要な教科及び当該教科に関する科目」を設置者の判断により設けることができる。 4 多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することができるよう配慮する。 5 各教科・科目の内容を学期の区分に応じて1単位ごとに分割して指導することができる。 6 履修と修得の区別が一層明確にされる。
平成11年 (改訂・告示) 平成15年度 (学年進行により実施)	各教科・科目 特別活動 総合的な学習 の時間	普通科 総合学科 13～14 専門学科 13～14 この他に専 門科目25以 上	31 31	1 卒業に必要な修得単位数を74単位以上とする。 2 必履修科目は複数科目からの選択必履修を基本とする。 3 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な学習などを実施するため、「総合的な学習の時間」を創設する。 4 各学校が創意工夫を生かして時間割を編成できるようにする。 5 外国語を必履修とする。 6 普通教育に関する教科「情報」を新設し、必履修とする。 7 学校設定教科・科目を設けることができる。
平成15年 (一部改訂・告示・ 実施)	同上	同上	同上	生徒の実態を踏まえ、必要がある場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

改訂・実施年度	領 域	必履修教科・科目		改 訂 の 要 点
		科目数	単位数	
平成21年 (改訂・告示) 平成25年度 (学年進行により実施) (※総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動は平成22年度より先行実施、数学・理科・理数は平成24年度より学年進行により先行実施)	各教科・科目 総合的な学習の時間 特別活動	普通科 総合学科 13～15 専門学科 13～15	31 31 この他に専門科目25以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 国語、数学、外国語に共通必履修科目を設定する。 2 全日制課程の週当たりの授業時数を標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確にする。 3 理数教育の充実を図るため、内容を充実させるとともに、数学、理科、理数を平成24年度入学生より先行実施する。 4 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進する。 5 各教科等において、言語活動の充実のための指導を行う。 6 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する。
平成30年 (改訂・告示) 令和4年度 (学年進行により実施) (※総則、特別活動及び地歴、公民の一部は、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。総合的な探究の時間は、平成31年度以降に入学した生徒に適用する。家庭の一部は、平成30年度以降、入学した生徒に適用する。保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術は、平成31年度以降、在籍する全ての生徒に適用することができる)	各教科・科目 総合的な探究の時間 特別活動	普通科 総合学科 14～15 専門学科 14～15	35 (33まで減可) 35 (33まで減可) この他に専門科目25以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 国語、地理歴史、公民、数学、保健体育、外国語及び情報に共通必履修科目を設定する。 2 各学科に共通する教科に「理数」を新設する。 3 当該教科の内容項目に応じた課題に沿って探究的な活動を行うことを目的に、国語、地理歴史に「探究」を付した科目を設定する。 4 複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどし、探究のプロセスを通して資質・能力を育成することを目的に、「総合的な探究の時間」「理数探究」「理数探究基礎」を設定する。 5 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するよう、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。 6 初等中等教育全体を見通しながら、卒業後の進路を含めた学校段階等間の接続を図る。

2 今回の学習指導要領改訂の経緯

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能（AI）が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする IoT が広がったりするなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなっている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に令和4（2022）年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問がなされた。中央教育審議会からは、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）が示された。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

これを踏まえ、文部科学省から、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚園部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領が公示された。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領が公示されるとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正が行われたところであり、今後、令和4（2022）年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））から年次進行により段階的に適用することとされた。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施することとされた。

第2章 学習指導要領改訂の基本方針

今回の改訂は、教育基本法、学校教育法等の規定に則り、中央教育審議会の答申を踏まえ、次の方針に基づき行われた。

1 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること、こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、イ「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された。

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進みにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）とは、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項が総則に記載されるとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが示された。

その際、以下の点に留意して取り組むことが重要とされている。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

- ② 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。以下同じ。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示された。

第3章 総則の改訂の要点

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から構成及び内容の改善が行われた。

1 総則改正の基本的な考え方

今回の改訂における総則の改善は、①資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める、②カリキュラム・マネジメントの充実を図る、③生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働等を重視するといった基本的な考え方に基づき行われた。これらの考え方は今回の学習指導要領全体に通底するものであり、改訂の趣旨が教育課程の編成及び実施に生かされるようにする観点から、総則において特に重視された。

2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントの実現に資するよう、総則の構成が大幅に見直された。すなわち、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて総則の項目立てを改善することで、校内研修等を通じて各学校がカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていくことができるようにされた。

上記の観点から、総則は以下のとおりの構成とされた。

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

第2款 教育課程の編成

第3款 教育課程の実施と学習評価

第4款 単位の修得及び卒業の認定

第5款 生徒の発達の支援

第6款 学校運営上の留意事項

第7款 道德教育に関する配慮事項

それぞれの款の内容及び主な改善事項を以下に示す。

(1) 高等学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1款）

従前、「教育課程編成の一般方針」として規定していた内容が再整理され、教育課程編成の原則（第1章総則第1款1）が示されるとともに、生徒に生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章総則第1款2）、育成を目指す資質・能力（第1章総則第1款3）、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導（第1章総則第1款4）、カリキュラム・マネジメントの充実（第1章総則第1款5）について示された。

今回の改訂における主な改善事項としては、育成を目指す資質・能力が、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で整理されたこと、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実について明記されたことが挙げられる。これは、今回の改訂全体の理念とも深く関わるものである。

なお、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導については、従前同様適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図ることとされた。

(2) 教育課程の編成（第1章総則第2款）

各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章総則第2款1）、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章総則第2款2）、教育課程の編成における共通の事項（第1章総則第2款3）、学校段階等間の接続（第1章総則第2款4）、通信制の課程における教育課程の特例（第1章総則第2款5）について示された。

主な改善事項を以下に示す。

ア 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章総則第2款1）

本項は、今回新たに加えられたものである。各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標を明確に設定すること、教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有すべきこと、各学校の教育目標を設定する際に総合的な探究の時間について各学校の定める目標と

の関連を図ることについて規定された。

イ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（第1章総則第2款2）

本項も、今回新たに加えられたものである。生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的に育成することが重要であることが示された。

ウ 教育課程の編成における共通的事項（第1章総則第2款3）

各教科・科目及び単位数等、各教科・科目の履修等、各教科・科目等の授業時数等など、教育課程の編成において共通して留意すべき既存の規定を再整理してまとめて示すなどの構成の改善が図られた。

今回の改訂では、「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえて教科・科目等の構成の見直しが図られた。一方で、標準単位数の範囲内で合計が最も少なくなるように履修した際の必履修教科・科目の単位数の合計（35単位）や専門学科（専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。）において全ての生徒に履修させる専門教科・科目（第1章総則第2款3(1)ウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。）の単位数の下限（25単位）については従前と変更しておらず、高等学校において共通に履修しておくべき内容は、引き続き担保されている。

エ 学校段階等間の接続（第1章総則第2款4）

本項は、今回新たに加えられたものである。初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、生徒に求められる資質・能力がバランスよく育まれるよう、卒業後の進路を含めた学校段階等間の接続について明記された。

オ 通信制の課程における教育課程の特例（第1章総則第2款5）

通信制の課程については、通信制の課程の教育方法が全日制・定時制の課程と異なることから、従前から特例が定められていたところである。

今回の改訂では、添削指導の充実に向けた留意事項やメディア学習によって面接指導時間を減免する際の具体的な留意事項等が明記され、通信制の課程における教育の質の向上が図られた。

(3) 教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実のためには、教育課程の編成のみならず、実施、評価、改善の過程を通じて教育活動を充実していくことが重要である。

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントに資する観点から、教育課程の実施及び学習評価について独立して項目立てが行われ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章総則第3款1）及び学習評価の充実（第1章総則第3款2）について規定された。

主な改善事項を以下に示す。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章総則第3款1）

今回の改訂では、育成を目指す資質・能力を確実に育むため、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが明記された。加えて、言語環境の整備と言語活動の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用、見通しを立てたり振り返ったりする学習活動、体験活動、学校図書館、地域の公共施設の利活用について、各教科・科目等の指導に当たっての配慮事項として整理して示された。

イ 学習評価の充実（第1章総則第3款2）

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。生徒の学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。今回の改訂においては、こうした点を踏まえ、学習評価に関する記載の充実が図られた。

(4) 単位の修得及び卒業の認定（第1章総則第4款）

生徒に卒業までに修得させる単位数（74単位以上）や課程の修了の認定等については、従前どおりとされた。

なお、学校教育法施行規則等においては、学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられており、それらの制度についても適切な運用がなされるよう説明が加えられた。

(5) 生徒の発達の支援（第1章総則第5款）

今回の改訂においては、生徒の発達の支援の観点から、従前の規定を再整理して独立して項目立てが行われるとともに、記載の充実が図られた。具体的には、生徒の発達を支える指導の充実及び特別な配慮を必要とする生徒への指導について規定された。

主な改善事項を以下に示す。

ア 生徒の発達を支える指導の充実（第1章総則第5款1）

生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程との関係について明記されるとともに、個に応じた指導の充実に関する記載の充実が図られた。

イ 特別な配慮を必要とする生徒への指導（第1章総則第5款2）

障がいのある生徒などへの指導、海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒への指導、不登校生徒への配慮など、特別な配慮を必要とする生徒への対応について明記された。

(6) 学校運営上の留意事項（第1章総則第6款）

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に資するよう、「教育課程を実施するに当たって何が必要か」という観点から、教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等（第1章総則第6款1）、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携（第1章総則第6款2）についての記載の充実が図られた。

具体的には、教育課程の編成及び実施に当たっての各分野における学校の全体計画等との関連、教育課程外の学校教育活動（特に部活動）と教育課程の関連、教育課程の実施に当たっての家庭や地域との連携・協働についての記載の充実が図られた。

(7) 道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第7款）

小・中学校学習指導要領総則と同様に、道徳教育の充実の観点から、高等学校における道徳教育推進上の配慮事項が第1章総則第7款としてまとめて示された。詳細を以下に示す。

① 改訂の基本方針

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ、次のような方針の下で行われた。

高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道徳教育推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）が新たに位置付けられた。

また、高等学校の道徳教育の目標等については、先に行われた小学校及び中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を、人間としての在り方生き方に関する教育を通して行う高等学校の道徳教育の中核的な指導の場面として関連付けるなどの改善が行われた。

② 改訂の要点

今回の高等学校学習指導要領においては、総則の中で、道徳教育に関連して以下のとおり改善が図られた。

ア 高等学校教育の基本と教育課程の役割

道徳教育の目標について、「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示された。また、道徳教育を進めるに当たっての留意事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」とされた。また、第1章総則第7款が新たに設けられ、小・中学校と同様に、道徳教育推進上の配慮事項が示された。

イ 道徳教育に関する配慮事項

学校における道徳教育は、教育活動全体を通じて行うものであることから、その配慮事項が以下のように付け加えられた。

- (ア) 道徳教育は、学校の教育活動全体で行うことから、全体計画の作成においては、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を行うこと。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが示された。
- (イ) 各学校において指導の重点化を図るために、高等学校において道徳教育を進めるに当たっての配慮事項が示された。
- (ウ) 就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することが示された。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深めることが示された。

第4章 総則に関する質疑応答

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程を編成する場合の原則は何か。

● 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、高等学校学習指導要領第1章総則第1款1において「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし」と示されている。また、高等学校学習指導要領第1章総則第1款2では、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。

● 教育課程編成の原則

(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、福島県立学校の管理運営に関する規則等の法令に従って編成しなければならない。高等学校学習指導要領は、法令上の根拠（学校教育法施行規則第84条）に基づいて定められており、各学校における教育課程の編成及び実施に当たっては基準として従わなければならない。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

学校において編成される教育課程は、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成されるものである。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成（高等学校学習指導要領第1章総則第1款2）や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成（高等学校学習指導要領第1章総則第1款3）、中学校教育との接続や高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続など学校段階等間の接続（高等学校学習指導要領第1章総則第2款4）など、生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視していることに留意する必要がある。

(3) 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮すること

各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確に捉えるとともに、個々の生徒の特性に適切に対応し、その一層の伸長を図るよう適切な教育課程を編成することが必要である。

(4) 課程や学科の特色を十分考慮すること

ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科等）及び総合学科のことであり、

各学校においては、それぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて、教育課程を編

成する必要がある。

(5) 学校や地域の実態を十分考慮すること

学校は、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態を十分考慮し、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

また、教育基本法第13条、学校教育法第43条において、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、相互の連携及び協力を努めることと規定されている。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で生徒の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、教育課程を介して学校と地域がつながることで、地域でどのような生徒を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

2 教育課程の領域は、どのようになっているか。

高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則第83条により、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものと定められている。

(1) 各教科・科目

各学科に共通する各教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数である。また、主として専門学科において開設される各教科は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語である。このほかに、各学校において「学校設定科目」及び「学校設定教科」を設けることができる。

(2) 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間は、「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」とされ、次の三つの目標が示された。

- ① 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- ② 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③ 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

なお、今回の改訂では、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら問いを見だし探究する力を育成することとされた。

(3) 特別活動

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。」とされ、次の三つの目標が示された。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

なお、特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成される。各学校においては、各教科・科目や総合的な探究の時間などの指導との関連を図りながら、特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画を作成することとされている。

3 教育課程編成に当たって、配慮すべきことは何か。

これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、改訂の基本方針を踏まえるとともに、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮し、次の点に配慮して各学校の教育課程を編成することが望まれる。

(1) 基礎的・基本的な学習内容の確実な定着

高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って、いかに社会が変化しようとも、生徒一人一人が自ら学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見だし、自分の考えを持って課題を解決していくことができるよう、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力など、生徒にとって欠くことのできない確かな学力を身に付けさせるよう努めていくことが大切である。

このため、教育課程編成に当たっては、生徒の中学校における学習歴や学習の到達度を把握し、生徒一人一人の個性を生かした進路希望の実現に必要な確かな学力を身に付けさせるよう基礎的・基本的な内容について必要に応じて繰り返し学習させるなど、きめ細かな学習指導を行うことが求められる。

各学校においては、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行い、高等学校段階の学習に円滑に移行できるようにすることが重視されている。

(2) 中学校までの学習内容を踏まえた教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、中学校の学習内容との関連性及び発展性などを考慮するとともに、生徒の学習の継続性の観点から、入學段階から高等学校卒業後までを見通した教育課程の編成に心がける必要がある。

また、指導計画の作成に当たっては、各教科・科目等の目標、ねらいや指導内容についての発展性、系統性に留意し、指導の時期、順序、方法等について検討を行い、系統的な指導が行われるように配慮する必要がある。

(3) 豊かな人間性と社会の一員としての自覚の涵養

学校教育には、生徒一人一人の豊かな人間性を育成し、社会の一員としての自覚を促し、人間としての調和のとれた育成を図ることが求められている。

したがって、教育課程の編成に当たっては、生徒一人一人のよい点や個性を伸ばし、自己実現を図るとともに、社会の一員としての自覚と行動ができる資質を培い、社会に貢献できる人間として生きていくために必要な社会生活上のルールや人間としての基本的なモラルなどの育成を重視し、生徒の社会性を育てていくことが大切になる。

また、人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養うことも重要となる。

なお、今回の改訂では、各学校が道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することが規定されている。

(4) 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

各学校においては、一人一人のよさや可能性を伸ばすとともに、地域や学校、生徒の実態等に応じて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが大切である。

そのためには、生徒の実態を十分理解するとともに、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動において、教職員の共通理解をもとにその充実を図る必要がある。

また、家庭や地域社会との連携及び協働を深め、開かれた学校づくりを進めるよう配慮することが大切である。

なお、各学校においては、編成・実施した教育課程について適切に評価し改善をする必要がある。評価に当たっては、全教職員の共通理解を図り、協力して組織的に進めること、教育課程の評価を年間計画の中に位置付けるなどして計画的に進めること、多面的で継続的な評価により客観的な評価となるようにすることなどが必要になる。

各学校においては、教育方針や特色ある教育活動などについて、保護者はもとより地域の人々に十分説明するとともに、生徒の声、保護者や地域の人々の意見などを十分把握し、評価や改善に生かしていくことが求められる。

第2款 教育課程の編成

4 卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動の授業時数を定めるに当たって、留意すべきことは何か。

教育課程を編成するに当たっては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めなければならない。

その際、次の点に留意する必要がある。

- ① 生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は74単位以上であること。ただし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。
- ② 卒業までに履修させる各教科・科目には、全ての生徒に履修させる必修教科・科目を含めること。
- ③ 総合的な探究の時間は、全ての学校で教育課程上必置とされるものであり、その単位数は3～6単位を標準として履修させること。
- ④ 専門学科においては、全ての生徒に履修させる専門教科・科目の単位数は25単位を下らないこと。
- ⑤ 総合学科においては、「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に2～4単位履修させること。
- ⑥ ホームルーム活動の授業時数については、全ての生徒に各年次に毎週履修させ、年間35単位時間以上とすること。
- ⑦ 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。（通信制の課程は除く。）

5 各教科・科目の標準単位数について、どのように考えればよいか。

● 実態に応じた適切な単位数の配当

標準単位数の制度は、学習指導要領に掲げた単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができるものである。これにより、各学校においては、その実態に応じて適切な単位数を配当し、それぞれ特色をもたせた教育課程を編成することができる。例えば、標準単位数が4単位の科目について、学校で5単位数を配当し、その5単位の修得を認定し、これを卒業に必要な単位数に計算することができる。

各教科・科目の内容はそれぞれの目標に応じて標準単位数に見合うものとして定められている。したがって、通常の場合、標準単位数によって授業を行えば、内容は全体に無理なく指導できるようになっている。しかし、学校の実態に応じて、各教科・科目の目標を十分達成するために単位数を増加して配当したり、場合によっては単位数を減じたりするなどして、特色ある教育課程を編成することができる。

● 標準単位数より多く単位数を配当する場合

標準単位数より多く単位数を配当する場合に、どの程度の単位数を増加して配当するかについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に定めることが必要である。この場合、学校の方針により増加単位数を含めて全ての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を特定の類型に所属する生徒など一部の生徒のみに履修させることもあり得る。ただし、いずれの場合においても、指導計画に位置付けた上で、各教科・科目の目標等に照らして適切な範囲で行われるべきことは当然であり、例えば、履修の途中で追加的に単位を配当したり、学習の進度に応じて一部の生徒のみに追加的に単位を配当したりすることなどは認められない。

各教科・科目に単位数を増加して配当するのが適当と思われる例を示すと次のような場合が考えられる。

- ① 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- ② 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ③ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

なお、本県では、標準単位数より多く単位数を配当する場合、その単位数は標準単位数の2倍を上限とすることが望ましいとしている。

● 標準単位数より少なく単位数を配当する場合

標準単位数より少ない単位数を配当することは、必履修教科・科目以外の各教科・科目について、次のような場合が考えられる。

- ① 生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合
- ② 原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合

なお、本県では、標準単位数より少なく単位数を配当する場合、その単位数は標準単位数の2分の1を超えることが望ましいとしており、特に標準単位数が2単位である科目の単位数を1単位とすることは原則として認めていない。ただし、カリキュラム・マネジメントの観点から、各教科・科目等の内容相互の関連を図る指導計画の作成等により上記①に該当する場合又は上記②に該当する場合においては、県教育委員会と協議の上、標準単位数が2単位である科目の単位数を1単位とすることを含め、その単位数を標準単位数の2分の1まで減ずることも可能とする。

6 各学科に共通する教科・科目について、どのような改善が図られたか。

● 教科・科目の構成

各学科に共通する各教科・科目については、今回の改訂では、生徒に社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の標準単位数を増加させていない。

これを踏まえ、国語、地理歴史、公民、数学、保健体育、外国語及び情報の各教科については、選択的な履修を認めるのではなく、全ての生徒が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとされた。

具体的には、「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」が共通必修科目として設けられている。

なお、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」や「情報Ⅰ」、「情報Ⅱ」、あるいは「音楽Ⅰ」、「音楽Ⅱ」、「音楽Ⅲ」のようにⅠ、Ⅱ又はⅢが付いている各教科・科目は、その目標や内容が段階的に構成されたものである。一方、「数学A」、「数学B」、「数学C」については、A、B、Cとしているのは、その内容について選択履修できるように、目標や内容にそれぞれ特色をもたせて構成されたものである。

また、例えば、地理歴史科において、「地理総合」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を、それぞれ履修させるものとしていたり、理科において、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとしていたりするなど、必修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて定めている。一方、家庭科については、「家庭基礎」と「家庭総合」を設けているが、科目の名称はその特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。

● 各学科に共通する教科・科目

(カッコ内の数字は標準単位数)

新		旧		新		旧	
教科	科目	教科	科目	教科	科目	教科	科目
国語	現代の国語 (2)	国語	国語総合 (4)	保健体育	体育 (7~8)	保健体育	体育 (7~8)
	言語文化 (2)		国語表現 (3)		保健 (2)		保健 (2)
	論理国語 (4)		現代文 A (2)	芸術	音楽 I (2)	芸術	音楽 I (2)
	文学国語 (4)		現代文 B (4)		音楽 II (2)		音楽 II (2)
	国語表現 (4)		古典 A (2)		音楽 III (2)		音楽 III (2)
古典研究 (4)	古典 B (4)	美術 I (2)	美術 I (2)				
地理歴史	地理総合 (2)	地理歴史	世界史 A (2)	芸術	美術 II (2)	芸術	美術 II (2)
	地理探究 (3)		世界史 B (4)		美術 III (2)		美術 III (2)
	歴史総合 (2)		日本史 A (2)		工芸 I (2)		工芸 I (2)
	日本史探究 (3)		日本史 B (4)		工芸 II (2)		工芸 II (2)
	世界史探究 (3)		地理 A (2)		工芸 III (2)		工芸 III (2)
公民	公共 (2)	公民	現代社会 (2)	外国語	書道 I (2)	外国語	書道 I (2)
	倫理 (2)		倫理 (2)		書道 II (2)		書道 II (2)
	政治・経済 (2)		政治・経済 (2)		書道 III (2)		書道 III (2)
数学	数学 I (3)	数学	数学 I (3)	外国語	英語コミュニケーションⅠ (3)	外国語	コミュニケーション英語基礎 (2)
	数学 II (4)		数学 II (4)		英語コミュニケーションⅡ (4)		コミュニケーション英語Ⅰ (3)
	数学 III (3)		数学 III (5)		英語コミュニケーションⅢ (4)		コミュニケーション英語Ⅱ (4)
	数学 A (2)		数学 A (2)		論理・表現Ⅰ (2)		コミュニケーション英語Ⅲ (4)
	数学 B (2)		数学 B (2)		論理・表現Ⅱ (2)		英語表現Ⅰ (2)
	数学 C (2)		数学活用 (2)		論理・表現Ⅲ (2)		英語表現Ⅱ (4)
理科	科学と人間生活 (2)	理科	科学と人間生活 (2)	家庭	家庭基礎 (2)	家庭	家庭基礎 (2)
	物理基礎 (2)		物理基礎 (2)		家庭総合 (4)		家庭総合 (4)
	物理 (4)		物理 (4)	情報	情報Ⅰ (2)	情報	社会と情報 (2)
	化学基礎 (2)		化学基礎 (2)		情報Ⅱ (2)		情報の科学 (2)
	化学 (4)		化学 (4)	理数	理数探究基礎 (1)		
	生物基礎 (2)		生物基礎 (2)		理数探究 (2~5)		
	生物 (4)		生物 (4)		11教科55科目		10教科57科目
	地学基礎 (2)		地学基礎 (2)				
地学 (4)	地学 (4)						
	理科課題研究 (1)						

7 主として専門学科において開設される教科・科目について、どのような改善が図られたか。

● 主として専門学科において開設される各教科・科目の改善

主として専門学科において開設される各教科・科目のうち、職業に関する各教科・科目については、中央教育審議会の答申を受け、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から、各教科の科目構成や内容の改善が図られるとともに、産業界で求められる人材の育成を重視する観点から科目が新設されている。

● 専門教科・科目の標準単位数

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定が設置者に委ねられており、今回の改訂でも同様の扱いとされている。したがって、これらの各教科・科目について、県立学校にあっては県教育委員会がその標準単位数を定め、それを踏まえて各学校が具体的な単位数を定めることになる。

8 学校設定科目及び学校設定教科を設ける場合に留意すべきことは何か。

● 学校設定科目及び学校設定教科の趣旨

学校設定科目については、これまでと同様に、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるよう、学習指導要領に示す教科に属する科目以外の科目を一層柔軟に設けられるようにする観点から、名称、目標、内容、単位数等を各学校において定めるものとされている。

また、学校設定教科についても、これまでと同様に、学校設定科目と同様、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育課程を編成することができるようにする観点から、学習指導要領に示す教科以外の教科及び当該教科に関する科目を設ける場合も、それらの名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされている。

● 学校設定科目及び学校設定教科を設けるに当たっての留意事項

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮」しなければならないという要件が示されていることに留意しなければならない。すなわち、学校教育法第51条に定める「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」などの高等学校教育の目標及びその水準の維持等にふさわしいものとなるように定めなければならない。

学校設定科目及び学校設定教科を設定するに当たっては、そのほか、次の点に留意する必要がある。

- ① 学習指導要領に示してある教科・科目と同様の内容の学校設定教科・科目を設けることはできない。
- ② 大学受験や資格取得等の対策だけの学校設定教科・科目は適切でない。
例えば、「数学Ⅰ演習」を学校設定科目として設け、学習指導要領にある「数学Ⅰ」の問題演習のみをさせることは適切でない。数学科の目標に基づき、その内容について深化させたり、発展させたりすることが必要である。
- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を設定することもできる。
今回の改訂では、学校段階等間の円滑な接続を確保する観点から、教育課程の編成に当たって、生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようすることを規定しており、その工夫の一つとして、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること（高等学校学習指導要領第1章総則第2款4(2)ウ）が示されている。このため、こうしたことも踏まえながら、学校や生徒の実態等に応じた適切な学校設定教科・科目を開設することが重要である。
なお、当該学校設定科目を含めた各教科・科目の体系的、系統性等を踏まえながら、高等学校3年間の教育課程を見据えた上で、学校設定教科・科目の目標や内容を定めることに留意する必要がある。授業においては、中学校の教科書や問題集をそのまま使用することは適切ではない。
- ④ 1単位の学校設定教科・科目を設けることは原則として認められない。ただし、体験的な内容や短期間に集中して実施するものなど、特別な内容のものについてはこの限りではない。
- ⑤ 授業において主たる教材として用いる図書については、学校が定めた目標、内容を踏まえ、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外のもので適切な図書を使用しなければならない。
- ⑥ 学校設定教科に関する科目として、「産業社会と人間」を設けることができる。
- ⑦ 学校設定教科・科目は各学校の判断で設けることができるが、県教育委員会が県立学校に対して、その名称や内容について指導・助言を行うことについてはこれまでと同様である。

● **学校設定科目及び学校設定教科の単位認定**

普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。なお、専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

● **学校設定科目及び学校設定教科を担当する教員の免許状**

学校設定科目及び学校設定教科を担当する教員の免許状については次のとおりである。

- ① 学校設定科目を指導する場合には、その科目が属する教科の免許状が必要であり、免許のない教員が指導する場合には「免許教科以外の教科教授担任許可申請」をすることが必要である。
- ② 学校設定教科を指導する場合については、教科の免許は問わない。

9 「産業社会と人間」を学校設定教科に関する科目として設ける場合に留意すべきことは何か。

自己の在り方生き方や進路について考察するとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な各教科・科目を選択する能力を育成する学習は、高等学校において、どの学科でも重要な意義を有することから、これまでと同様に、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができるとされている。

● **目標の設定**

学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。

● **指導事項と指導方法**

生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験活動や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れ、特に次のような事項を指導するよう配慮する必要がある。

- ① 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- ② 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ③ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

なお、これらの事項の指導に当たっては、地域との連携を図り、社会人や地域の有識者を講師とするなど地域の教育力を活用することも考えられる。

● **教育課程編成上の配慮**

学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設ける場合には、自己の生き方や進路について考察させるとともにそれらを通して自らの進路等に応じて適切な教科・科目を選択する能力を育成する観点から、入学年次に履修させるなど履修学年に配慮することが望ましい。

なお、総合学科においては、「産業社会と人間」は全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとされており、標準単位数は2～4単位とされている。

10 必履修教科・科目とその単位数はどのようにになっているか。

今回の改訂における必履修教科・科目の履修については次のとおりである。

- ① 「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」が共通必履修科目となった。
 ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、「特に必要がある場合には」、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」について2単位まで単位を減じることができる。
- ② 理科、芸術、家庭における必履修科目は、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目の中から選択的に履修できるようになった。

必履修教科・科目及び標準単位数は、次の表のとおりである。（かっこ内の数字は標準単位数を表す。）

教科	新	旧
国語	「現代の国語」(2)及び「言語文化」(2)	「国語総合」(4) (※2単位まで減可)
地理歴史	「地理総合」(2)及び「歴史総合」(2)	「世界史A」(2)及び「世界史B」(4)のうちから1科目、並びに 「日本史A」(2)、「日本史B」(4)、 「地理A」(2)及び「地理B」(4)のうちから1科目
公民	「公共」(2)	「現代社会」(2)又は 「倫理」(2)・「政治・経済」(2)
数学	「数学Ⅰ」(3) (※2単位まで減可)	「数学Ⅰ」(3) (※2単位まで減可)
理科	「科学と人間生活」(2)、「物理基礎」(2)、 「化学基礎」(2)、「生物基礎」(2)及び 「地学基礎」(2)のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は 「物理基礎」(2)、「化学基礎」(2)、 「生物基礎」(2)及び「地学基礎」(2)のうちから3科目	「科学と人間生活」(2)、「物理基礎」(2)、 「化学基礎」(2)、「生物基礎」(2)及び 「地学基礎」(2)のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は 「物理基礎」(2)、「化学基礎」(2)、 「生物基礎」(2)及び「地学基礎」(2)のうちから3科目
保健体育	「体育」(7～8)及び「保健」(2)	「体育」(7～8)及び「保健」(2)
芸術	「音楽Ⅰ」(2)、「美術Ⅰ」(2)、「工芸Ⅰ」(2) 及び「書道Ⅰ」(2)のうちから1科目	「音楽Ⅰ」(2)、「美術Ⅰ」(2)、「工芸Ⅰ」(2) 及び「書道Ⅰ」(2)のうちから1科目
外国語	「英語コミュニケーションⅠ」(3) ただし、英語以外の外国語を履修する場合は、 学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。 (※2単位まで減可)	「コミュニケーション英語Ⅰ」(3) ただし、英語以外の外国語を履修する場合は、 学校設定科目として設ける1科目とし、その標準単位数は3単位とする。 (※2単位まで減可)
家庭	「家庭基礎」(2)及び「家庭総合」(4)のうちから1科目	「家庭基礎」(2)、「家庭総合」(4)及び 「生活デザイン」(4)のうちから1科目
情報	「情報Ⅰ」(2)	「社会と情報」(2)及び「情報の科学」(2)のうちから1科目

11 必履修教科・科目、総合的な探究の時間を履修させる場合に留意すべきことは何か。

● 必履修教科・科目の一部単位減

必履修教科・科目の単位数は、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)イに示された標準単位数を下らないものとされている。

しかし、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(2)ア(ア)には、ただし書きとして必履修教科・科目について、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、『数学Ⅰ』及び『英語コミュニケーションⅠ』については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位が2単位であるものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができる。」とその特例が示されている。

なお、標準単位数の一部を減じる場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となり、学習指導要領に示された当該科目の全ての内容を取り扱うことが必要である。

また、「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされていることから、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

● 総合的な探究の時間の単位数

総合的な探究の時間の標準単位数は高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)イの表で3～6単位とされている。このため、総合的な探究の時間の単位数は、原則として3単位を下回ることはいできない。

一方、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(2)ア(イ)には、「ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とある。これは、総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。したがって、2単位に減ることができるのは、限定的であることに十分注意しなければならない。

なお、総合学科については、平成5年の学科創設の際、「産業社会と人間」、「課題研究」が原則履修科目として位置付けられ、その後、平成11年の学習指導要領改訂で、総合的な学習の時間が創設された際に、この「課題研究」に相当するものとして総合的な学習の時間において「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動」を行うことをもって、「課題研究」が原則履修科目から除かれたという経緯を踏まえ、「産業社会と人間」を履修していることをもって、総合的な探究の時間について2単位とするということは、慎重に検討する必要がある。

12 専門学科における各教科・科目等の履修についてはどのようになっているか。

● 専門科目の最低必修単位数

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、これまでと同様に25単位を下らないこととされているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の25単位を超えて履修させることができる。

なお、専門教科・科目とは、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目である。

● 専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

専門教科・科目以外の科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については、これまで同様、商業に関する学科については、外国語に属する科目について5単位を限度として認めることができる。また、商業以外の専門学科についても、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、5単位を限度として、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

● 専門教科・科目による必修教科目の代替

各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図るため、専門教科・科目を履修することによって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必修教科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

実施に当たっては、専門教科・科目と必修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。

なお、科目の代替を行う場合は、教育課程の特例措置届を県教育委員会に提出しなければならない。

● 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」、「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が、各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の科目は、自ら課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識・技術などの深化・総合化を図り、課題の解決に取り組むことができるようにすることとしている。したがって、総合的な探究の時間の目標と「課題研究等」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとされており、逆に「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとされている。

相互の代替に関しては、次の点に留意する必要がある。

① 同様の成果が必要

相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要である。

なお、職業資格の取得を主目的とした学習活動などについては、生徒が自己の在り方生き方を考えながら自分で課題を発見し、探究の過程において考えるための技法を自在に活用し、成果のまとめや発表を行う総合的な探究の時間の趣旨に照らしてふさわしくないことは言うまでもない。

② 「課題研究等」の科目との代替

「課題研究等」の科目との代替については、一部又は全部に替えることができるとされており、例えば、「課題研究等」において様々な学習活動を行う場合であって、その一部においてのみ、「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見して解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、教科等横断的な視点に基づいて課題を研究しながら、探究の過程を通して行う場合、当該部分のみを総合的な探究の時間と代替するということが可能である。

③ 総合的な探究の時間の単位数の扱い

総合的な探究の時間の履修によって、「課題研究等」の科目の履修に替えた場合には、「課題研究等」の科目の履修そのものは行っていないことから、この場合の総合的な探究の時間の単位数を、専門学科における専門教科・科目の必修単位数に含めることはできない。

13 総合学科における各教科・科目等の履修についてはどのようになっているか。

● 総合学科の教育の特色

総合学科は、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科として、高等学校教育の一層の個性化・多様化を推進するため、普通科・専門学科に並ぶ新たな学科として、平成5年3月に設けられたものである。

総合学科における教育の特色としては、次のような点が挙げられる。

- ① 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視する。
- ② 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を可能にする。

● 教育課程の編成における留意事項

総合学科の教育課程の編成・実施に当たっては、上記の特色を生かすため、生徒の多様な選択が可能となるように努める必要がある。その際、次の点に留意する必要がある。

- ① 総合学科については、生徒の多様な選択を可能とするため、単位制による課程とすることを原則とすること。
- ② 「産業社会と人間」（標準単位数は2～4単位）を全ての生徒に原則として入学年次に履修させること。
- ③ 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上開設すること。
- ④ 体系性や専門性等において相互に関連する教科・科目で構成される科目群（総合選択科目群）を複数開設するとともに、必要に応じ、総合選択科目群の性格とは異なる科目（自由選択科目）を設けて、生徒が自由に選択履修できるようにすること。
- ⑤ 総合的な探究の時間における学習活動については、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。

14 「全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● 各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数

全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間 35 週行うことを標準とするように計画されなければならない。

各学校においては、これを踏まえ、それぞれの学校や生徒の実態に応じて、各教科・科目及びホームルーム活動の年間授業週数を定めることとなる。

しかし、年間授業週数を定めるに当たっては、授業時数の確保の観点からも、年間 35 週以上で計画することが望ましい。

なお、総合的な探究の時間の授業時数の配当については、年間 35 週行うことは標準とはされていないため、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当することが求められるが、卒業までの各年次の全てにおいて実施する方法のほか、特定の年次において実施する方法も可能である。また、年間 35 週行う方法のほか、特定の学期又は期間に行う方法を組み合わせて活用することも可能である。

● 特定の学期又は期間に行うことについて

「各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。」となっており、各教科・科目の授業については、各学校の創意工夫で弾力的に運用することができる。

例えば、実習科目や社会人を非常勤講師として招いて実施する授業などでの活用が考えられるほか、2 学期制をとっている学校において、2 単位の科目の授業を週に 4 単位時間行うことにより前期で終え、後期には別の 2 単位の科目を開設するというようなことも考えられる。このような場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができることとされている（高等学校学習指導要領第 1 章総則第 4 款 1 (3)）ので、それを併せて活用することもできる。

なお、「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。」との規定が設けられているが、これは、各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも可能であることを明らかにしたものである。

15 「全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● 全日制の課程における週当たりの授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については、これまでと同様、30 単位時間を標準とすることとされた。各学校においては、この「30 単位時間」という標準を踏まえつつ、学校や生徒の実態等に応じて授業時数を定めることができる。

また、各学校や生徒の実態に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30 単位時間を超えて授業を行うことができる。

なお、学年による教育課程の区分を設けない単位制による課程について 30 単位時間を超えることができることは、これまでと同様である。

● 「30 単位時間を標準とする」についての考え方

「標準とする」とは、各学校において 30 単位時間を基準とし、生徒の実態等を十分勘案するとともに、学校の教育活動の効果を損なわないよう配慮しながら授業時数を決定しなければならないということである。すなわち、下限は学習指導要領に定められた各教科等の目標を実現し、必要な内容を十分指導できる限度であり、上限は生徒の負担過重にならない限度と考えるべきである。

16 「ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動は、ホームルームや学校生活への適応、よりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であるとともに、高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育の中核的な役割を果たし、更には、学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を果たすものである。教育課程の編成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① ホームルーム活動の授業及び授業時数

ホームルーム活動の授業は、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできない。このことは教科担任制におけるホームルーム担任と生徒の信頼関係の構築の観点からも徹底しなければならない。また、各教科・科目と同じように授業時間割の中に配当し、全ての生徒に対し、各年次毎週履修させなければならない。

② ホームルーム活動の授業の1 単位時間

毎回のホームルーム活動の授業の1 単位時間については、各教科・科目と同様に、弾力的な運用ができるが、年間の合計としては、1 単位時間を 50 分として計算し、年間 35 単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。なお、ホームルーム活動の重要性に鑑み、「標準」とはせず、ここに示す時間以上の授業時数を確保すべきとされている。

● 「ショートホームルーム」等の扱い

毎日の授業の前後に「朝の会」、「帰りの会」あるいは「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定される場合が少なくなく、また、その教育的効果も高いと考えられるが、これらの時間における活動は、ホームルーム活動と密接な関連をもちながらも、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは区別されるものである。

17 各教科・科目等について「それぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● 授業の1単位時間の運用

各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めることとされている。これは、科目の内容に応じて、例えば、実験・実習等を伴う授業を75分で行ったり、毎日継続して学習することが効果的な授業を30分で行ったりすることや、生徒の実態に応じて、例えば100分授業や25分授業といった時間割編成を可能とするものである。

なお、授業の1単位時間、すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。

更に、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

● 「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」について

ここでいう「各教科・科目等の授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算した標準授業時数を確保するという意味である。すなわち、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを計算の基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1単位時間を弾力的に運用できるということである。

なお、ホームルーム活動については、1単位時間を50分として計算し、年間35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

● 1単位時間を50分としないときの授業時数の確保

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することが標準とされていることから「 $50分 \times 35単位時間 = 1,750分$ 」を基本として1単位を計算することとなり、1単位時間を50分としない場合は、1単位時間に応じて、年間授業時数を増減させる必要がある。

例えば、1単位時間を45分としたときには、授業時数は39単位時間以上を確保する必要があり、1単位時間を25分としたときには、授業時数は70単位時間以上を確保する必要がある。また、1単位時間を60分としたときには、授業時数は30単位時間以上となる。

18 10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合について、留意すべきことは何か。

● 当該各教科・科目や学習活動の特質との関連

10分から15分程度の短い時間により特定の教科・科目等の指導を行う際には、当該教科・科目等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10分から15分程度の時間における指導になじみうるものと考えられるが、それまでに生徒が学習したことのない新たな内容を10分から15分程度の短い時間に指導することはなじまないと考えられる。また、特別活動のホームルーム活動の時間や総合的な探究の時間などについても、10分から15分程度の短い時間を単位として指導を行うということは通常考えられない。

● 当該時間の指導者・指導内容

例えば、10分から15分程度の短い時間を活用して、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分から15分程度の短い時間を活用した学習に立ち会うことも考えられる。

高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)クの規定では、「当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う」必要があるとされており、当該10分から15分程度の時間での指導の成果を活用するためには、ある程度まとまった時間において当該成果を踏まえた指導をすることが通常考えられる。

例えば、次のようなことが考えられる。

ア 10分から15分程度の指導の時間を各教科・科目の授業時数の一部として設定し、その成果を活用する授業時間を別に確保する。

イ 10分から15分程度の時間を単位として義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る学習活動を行い、その内容を基礎としている各教科・科目の指導との密接な連携を図る。

● 10分から15分程度の短い授業時間の設定に際しての留意点

各教科・科目等における短時間を活用した授業時間を設定する際には、次の点に留意する必要がある。

- ① 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと。
- ② 単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより、バランスの取れた資質・能力の育成に努めること。
- ③ 授業のねらいを明確にして実施すること。
- ④ 教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること。

19 「総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● **総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替**

総合的な探究の時間においては、生徒や学校、地域の実態等に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動を行うこととされており、他教科等と連携しながら、課題の解決や探究活動を行うという総合的な探究の時間の特質を十分に踏まえた活動を展開する必要がある。また、探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることが規定されている。これらを前提として、総合的な探究の時間においては、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れることが必要であり、その際は、体験活動を探究の過程に適切に位置付けることが求められている。

このことを踏まえ、例えば、次のような学習活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられることから、総合的な探究の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。

① **総合的な探究の時間に行われる自然体験活動**

環境や自然をテーマとした課題の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」という旅行・集団宿泊的行事と同様の成果が期待できる。

② **総合的な探究の時間に行われる就業体験活動やボランティア活動**

社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」という勤労生産・奉仕的行事と同様の成果が期待される。

● **特別活動の代替に当たっての留意事項**

総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替える場合には、次の点に留意する必要がある。

① 代替した場合、授業時数は総合的な探究の時間の時数とし、特別活動の授業時数としない。

② この規定は、総合的な探究の時間において、総合的な探究の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な探究の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な探究の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもない。

なお、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識及び技能の習得を図る学習活動や体育祭や文化祭のような特別活動の健康安全・体育的行事、文化的行事の準備などを総合的な探究の時間に行うことは、総合的な探究の時間の趣旨になじまない。

20 「理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● 「理数探究基礎」又は「理数探究」と総合的な探究の時間について

理数科は、「数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力」を育成することを目指すものであるとされ、総合的な探究の時間は「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものであるとされている。いずれも、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して資質・能力を育成するものであることから方向性は同じであると言える。そのため、理数科に属する科目である「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとされている。

● 「理数探究基礎」又は「理数探究」による総合的な探究の時間の代替

「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替するためには、「理数探究基礎」又は「理数探究」を履修した成果が、総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果が期待できることが必要であり、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって、自動的に代替が認められるものではない。

総合的な探究の時間では、「自己の在り方生き方」を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指しており、総合的な探究の時間において生徒が設定する課題は、自己の在り方生き方を考えながら、自分にとって関わりが深いものであることが求められる。そのため、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる」ためには、例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

21 選択履修の趣旨を生かした教育課程を編成する場合、配慮すべきことは何か。

生徒の能力・適性、興味・関心、進路等は多様化している。このような多様な生徒の実態に対応し、生徒それぞれの個性を伸ばさせるためには、全員に一律に履修させるのではなく、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等に応じ自ら教科・科目を選択させることが大切になる。

選択履修に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

① 生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修

生徒の興味・関心、進路等に応じ、選択科目や学校設定科目の履修を通し、それぞれの分野について、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることを可能にし、それぞれの能力を十分伸ばすことができるよう配慮すること。

② 多様な各教科・科目の開設と生徒の選択履修

学校選択の型だけで編成するのではなく、学校が多様な各教科・科目を用意し、生徒が自由に選択し履修することができるよう、生徒選択を取り入れる必要がある。その際、適切な教科・科目の選択ができるように、ホームルーム活動の時間等を活用し、単にその教科・科目の内容だけでなく将来の進路との関係も踏まえた十分な説明を行うことが必要である。また、保護者を交えた話し合いの機会を持つなど、生徒の教科・科目の選択に対するガイダンスの機能を充実を図っていくことが特に重要である。

③ 教育課程の類型を設定する上での配慮事項

生徒の卒業までの学習計画に系統性、計画性、継続性をもたせるために、類型を設け、ある規模の集団の生徒が共通に履修する各教科・科目をあらかじめ配列することも考えられる。

教育課程の類型をどのように設定するかは、生徒の特性、進路等に応じた適切な教育課程の編成となるよう各学校において工夫して決めることとなる。

類型を設定する際、次の点に配慮する必要がある。

ア 類型を設ける場合にも、生徒の能力・適性、興味・関心等による自由な選択を生かせるよう配慮すること。なお、特に普通科においては、多くの生徒がいわゆる文系・理系の類型に分かれ、2年次以降特定の教科について十分に学習しない傾向にあると指摘されている。高等学校卒業後の進路も見据えながら、大学等で学びを深めたり、実社会で様々な課題に接したりしていく中で必要となる教科等が履修されるよう、こうした類型上の区分を設ける際には十分配慮する必要がある。

イ 類型を設けるに当たっては、それぞれの類型において生徒の特性、進路等に応じた適切な履修が確保されるよう、各教科・科目を有機的、系統的に構成すること。

ウ 選択科目の設定に当たっては、選択科目そのものの組合せや必修教科・科目と選択科目との関わりについて、学習の体系性や発展性が確保されるように配慮すること。

エ 適切なガイダンスを行うこと。学校は、設置している類型について、そのねらい、各教科・科目の構成とその特徴、進路との関わり等を明示し、生徒が各類型を選択し、学習する意義をよく理解できるようにしなければならない。また、日頃から学校は生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択決定できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。

オ 類型を固定化せず、類型を選択した後に、生徒が自らの特性、実態に応じて別の類型に移行することを希望した場合にも対応できるように配慮しておく必要がある。

22 各教科・科目等の内容等の取扱いについて、留意すべきことは何か。

各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の内容等の取扱いに関する原則的な事項は次のとおりである。

① 学習指導要領に示されていない事項の指導

全ての生徒に対して指導するものとして学習指導要領に示されている内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することもできる。

これにより、まずは学習指導要領に示されている内容を確実に指導した上で、更に知識及び技能を深めたり高めたりするとともに、思考力、判断力、表現力等を豊かにしたり、学びに向かう力、人間性等を涵養したりすることが期待される。その際、学習指導要領に示された各教科・科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示されている内容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、まったく関連のない事柄を脈絡なく教えることは避けなければならない。更に、これらの指導によって、生徒の負担が過重となることのないよう、十分に留意しなければならない。

② 各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序

各教科・科目及び特別活動の内容に掲げられている事項は、それぞれの内容を体系的に示す観点から整理されているものであり、その順序は、特に示されている場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成する必要がある。

③ 各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間の学習活動の学期ごとの分割指導

各学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目及び総合的な探究の時間の授業を特定の学期に行うことも可能であり、また、単位の修得の認定は学期の区分ごとに行うことが可能である。これにより、例えば、2学期制をとる学校において、1学期にある科目を履修して単位の修得を認定し、2学期には別の科目を履修するということが可能となっている。更に、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(5)ウで規定されている科目の分割指導を活用し、科目を1学期と2学期に単位ごとに分割して指導するような方法を組み合わせることなどにより、年間を通じた履修にこだわらず、多様な各教科・科目を生徒の選択履修の便や教育効果の向上に配慮しながら弾力的に開設することが可能となる。

④ 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合

学校において、特に必要がある場合、その教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で内容の一部を省略し、適切に選択して指導することができる。その際、指導に当たっては、基礎的・基本的事項を含む内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。

内容の一部省略を認める場合の「特に必要がある場合」とは、必履修教科・科目の単位数の一部を減ずる措置を認める場合に限らないが、その認定については、十分に慎重を期さなければならない。また、その場合にあっても無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。

23 指導計画の作成に当たって配慮すべきことは何か。

● 効果的な指導計画の作成について

各学校においては、生徒が知的好奇心や探究心をもって自ら学び考える学習活動や、一人一人の個性が生かされる学習活動が実現するよう、創意工夫を生かした効果的な指導計画を作成する必要がある。

指導計画を作成するに当たっては、各教科・科目等の目標と指導内容との関連を十分研究し、指導内容のまとめ方や指導の順序、重点の置き方などに創意工夫を生かしていくことが必要である。また、各教科・科目等の目標を達成するための内容の重要度や生徒の実態に応じて、その取扱いの軽重を考え、生徒一人一人のそれぞれの能力を十分伸ばしたり、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせたりするような指導計画を作成することが必要である。また、教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

こうした工夫は、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、その中でどのような資質・能力の育成を目指すのかを踏まえて行われるものであり、教える場面と考えさせる場面を関連付けながら適切に内容を組み立てていくことも重要となる。その際、教材・教具の工夫や、生徒の理解度の把握なども重要になる。

このことを踏まえ、各学校において指導計画を作成するに当たり、各教科・科目等の目標と指導内容の関連を十分研究し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導を行うことが必要である。

24 就業体験の実施に当たって、配慮すべきことは何か。

● 就業体験の意義

専門学科では、従来から各教科における「課題研究」等や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。現場実習は、実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものである。

これを踏まえ、高等学校学習指導要領第1章総則第1款4において、引き続き就業に関わる体験的な学習の指導を適切に行うように示されているほか、普通科を含めてどの学科においても、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきであるとされた。

● 就業体験活動の実施形態

就業体験活動の実施形態は、大きく分けて①学校が主体となって行うものと、②企業等があらかじめ用意したプログラムへの生徒の参加を単位認定するものが考えられる。

学校が主体となって行う場合は、各教科における「課題研究」等や各科目の実習、あるいは総合的な探究の時間や特別活動の一環として取り組むことが考えられる。また、地域の実態等に応じて、学校の判断により独自の学校設定教科・科目を設けることも考えられる。

また、企業等があらかじめ用意したプログラムに生徒が参加した場合について、このような学校外における就業体験活動等を単位認定（学校教育法施行規則第98条）する場合には、必要に応じてオリエンテーションの実施、計画書の提出、学校による事前・事後の適切な指導を行う必要がある。

● 実施に当たっての配慮事項

就業体験活動の実施に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

- ① 事前に企業等と意見交換等を行い、その趣旨やねらいなどについて理解を求めるとともに、就業体験活動は教育活動の一環として行われるものであり、いわゆるアルバイトとは区別される必要があること、就職・採用活動と直接結び付けられるべきものではないこと、安全の確保や事故の防止等に十分留意する必要がある。
- ② 各学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性や進路等を考慮して、生徒が関係の各教科・科目、特別活動又は総合的な探究の時間において、就業体験を行うことができるように十分配慮する必要がある。
- ③ 具体的には、次のような点にも配慮する必要がある。
 - ア 就業体験活動等に関する推進組織等の協力を得るなどして、円滑な運営を図ること。
 - イ 学校外における就業体験活動等の単位認定に当たっては、活動の状況を十分に把握すること。
 - ウ 教科・科目として取り組む際に対応教科・科目がない場合は、学校設定教科・科目を設けること。

25 普通科において、必要に応じて「適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

● 普通科における職業教育の必要性

職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得や望ましい勤労観、職業観の育成は全ての生徒に必要なものであることから、普通科においても、生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。

● 普通科において履修させることが考えられる職業に関する科目の例

普通科における職業科目の履修については、専門学科における職業教育と異なり、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置くことが大切である。

普通科で履修させることが考えられる各教科・科目としては、例えば、次のようなものがある。

教科名	科目名
農業	「農業と環境」、「栽培と環境」、「食品流通」、「生物活用」、「地域資源活用」
工業	「工業技術基礎」、「製図」、「工業情報数理」、「工業環境技術」
商業	「ビジネス基礎」、「ビジネス・コミュニケーション」、「簿記」、「情報処理」
水産	「水産海洋基礎」、「水産海洋科学」、「海洋環境」
家庭	「消費生活」、「保育基礎」、「生活と福祉」、「住生活デザイン」、「ファッション造形基礎」、「フードデザイン」
看護	「基礎看護」
情報	「情報産業と社会」、「情報の表現と管理」、「情報テクノロジー」、「情報セキュリティ」
福祉	「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」

● 普通科において職業に関する科目を履修させる場合の配慮事項

(1) 職業準備として履修させる場合

入学年次やその次の年次から、ある程度まとまった単位数を配当し、各教科・科目を系統的に履修させるほか、必要に応じて類型を設けるなどして、職業準備にふさわしい学習ができるよう配慮する必要がある。

(2) 就業に関わる体験的な学習の導入

普通科では専門学科や総合学科等に比べ、現場実習等の就業体験の機会が少ないことから、関係する各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動等において就業に関わる体験的な学習を適切に実施することに配慮する必要がある。なお、生徒一人一人が現代の社会の変化や自己の特性等についての理解を深めるためにも、外部講師による講話、企業見学、就業体験等を通して、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成する必要がある。

(3) ガイダンス機能の充実

生徒が自己の特性等についての理解を深め、将来の生き方をより深く考え行動する態度や能力を育成するためには、ガイダンスの機能の充実を図ることが重要である。また、就業に関わる体験的な学習の実施に当たっては、事前及び事後の指導も計画的に実施する必要がある。

(4) 学習の評価

学習の評価に関しては、設定した活動に積極的に参加したかどうか、その際の学習態度はどうかなどの実施状況に関する観点のみにとどまらず、意図した成果が得られたかどうか、勤労観、職業観の育成に役立ったかどうかなど、「何が身に付いたか」という観点から評価を行い、それをもとに教育活動の質の向上を図っていくことが求められる。

26 職業教育を主とする専門学科において職業教育を行う場合に、配慮すべきことは何か。

● 実験・実習に相当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目で実験・実習に相当する授業時数は、商業を除く専門学科においては、指導計画の作成に際し、原則として総授業時数の10分の5以上とすることとされている。

実験・実習には、体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

しかしながら、産業の各分野における急速な技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際の・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

● 生徒の実態に応じた配慮

(1) 各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項

生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、次の点に留意する必要がある。

① 職業に関する科目の選択

各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること

② 職業に関する科目の内容の取扱い

その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと

③ 指導方法の工夫

主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすこと

(2) 科目の履修・内容の取扱いに関する配慮事項

今回の改訂では、職業に関する教科においては科目構成の見直しが図られたが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に科目を選択して履修させることが大切である。

また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。

更に、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある。

27 学校段階等間の接続において、配慮すべきことは何か。

● 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程の編成における工夫

今回の改訂では、中学校学習指導要領との接続を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、高等学校教育の充実を図っていくことが重要とされている。

中学校までの教育課程においては、選択教科を置かない場合には生徒が履修する教科を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

中学校と高等学校との円滑な接続の観点からは、中等教育の多様化を一層推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、中高一貫教育制度が設けられているところである。生徒の現状や地域の実情に応じ、こうした制度を活用して特色ある取組を展開していくことも考えられる。

(1) 中等教育学校及び併設型中高一貫教育校における教育課程の基準については、中等教育学校前期課程及び併設型中学校は中学校の、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校は高等学校の教育課程の基準を準用しつつ、中高一貫教育の利点を生かして6年間を通じた特色あるカリキュラムを編成することができるよう、以下のような特例措置を設けている。

- ① 中等教育学校前期課程及び併設型中学校については、各学年において各教科の授業時数を70単位時間の範囲内で減じ、当該教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数に充てることができること。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり35単位時間までが限度となっている。
- ② 中等教育学校後期課程及び併設型高等学校については、普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を20単位から36単位に拡大することができる。
- ③ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校と中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができる。
- ④ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができる。
- ⑤ 中等教育学校後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができる。この場合においては、中等教育学校後期課程及び併設型高等学校において、当該移行した指導の内容について再度指導しないことができる。
- ⑥ 中等教育学校前期課程及び併設型中学校における各教科の内容のうち特定の学年において指導することとされているものの一部を他の学年における指導の内容に移行することができる。この場合においては、当該特定の学年において移行した指導の内容について再度指導しないことができる。

なお、これらの特例を活用した教育課程を編成・実施する際には、以下の点に配慮する必要がある。

ア 学習内容の系統性に留意し、学年ごとの各教科等の目標が概ね達成されるとともに、学習指導要領の内容のうち、6年間で指導しない内容が生じることのないよう留意し、各学校段階の教育目標が6年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにすること。

イ 生徒の転校や進路変更等に際しては、転校先や進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該生徒に対する個別の補充指導を行うなど十分な配慮を行うこと。

ウ 本特例は、中高一貫教育校としての特長を最大限生かし、6年間の見通しを立てた教育課程を編成・実施することを目的とするものであり、この趣旨を踏まえ、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、生徒に過重な負担をかけるものとならないよう十分に配慮するなど、適切に教育課程を編成・実施すること。

(2) 連携型中高一貫教育校においても、中高一貫教育の特質を生かした特色ある教育課程の編成・実施が可能となるよう、次の事項について教育課程の基準の特例が設けられている。

- ① 連携型中学校において、必修教科の授業時数を減じ、当該必修教科の内容を代替できる内容の選択教科の授業時数の増加に充てることができる。
- ② 連携型高等学校普通科における学校設定教科・科目について、卒業に必要な修得単位数に含めることができる単位数の上限を 20 単位から 36 単位に拡大する。

● **義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫**

高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必修教科・科目の内容を学習する必要があるが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、それが不十分であることにより必修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、必修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにすることが必要である。

● **高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫**

高等学校卒業後、大学や専門学校等に進学する者や就職する者など、生徒の進路は様々である。しかしながら、どのような進路に進むにしても、高等学校教育に求められるのは、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成するとともに、生涯にわたって、必要となる知識・技能などを自ら身に付けていくことができるようにすることである。

こうした観点から、高等学校教育には、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められるのであり、そのための手段として、例えば、企業等と連携して実践的な教育活動を導入していくことなども考えられる。

第3款 教育課程の実施と学習評価

28 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、配慮すべきことは何か。

● 各教科・科目等の指導に当たっての留意事項

各教科・科目等の指導に当たって、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科・科目等の学習の過程を重視して以下の三つの充実を図ることが必要である。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、選挙権年齢及び成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

● 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や生徒の状況等に応じて、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにするためには以下の三つの視点に立った授業改善が大切である。

- (1) 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- (2) 生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- (3) 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

また、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要である。

● 各教科等の「見方・考え方」を踏まえた学習活動の充実

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、表現力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の観点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要である。

また、思考・判断・表現の過程には、次の三つがあると考えられる。

- ① 物事の中から課題を見だし、その課題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の課題発見・解決につなげていく過程

- ② 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
 - ③ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程
- 各教科等の特質に応じて、こうした学習の過程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要である。

29 生徒の言語活動の充実を図るために、配慮すべきことは何か。

● 基本的な考え方

前回の改訂において、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むため、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とそれらを活用する学習活動やその成果を踏まえた探究活動を充実させることとし、これらの学習が全て言語により行われるものであることから、言語に関する能力の育成を重視して各教科等における言語活動を充実させることとされた。

今回の改訂においても、言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けられており、各教科等においても、それぞれの教科等の特性に応じた言語活動の充実について記述されている。

● 学校生活全体における言語環境の整備

生徒の言語活動は、生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいいため、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切である。

学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、教師との関わりに関係することとして、次の点に留意する必要がある。

- ① 教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- ② 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔にわかりやすく話すこと。
- ④ より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- ⑤ 教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること。
- ⑥ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

また、読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つである。そのため学校図書館の充実を図ることが重要である。

● 教科の特質に応じた言語活動の充実

言語能力を育成するために、各教科等において言語活動の充実を図ることが大切である。また、言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。したがって、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、どのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

30 コンピュータ等の教材・教具の活用にあたって、留意すべきことは何か。

今日、コンピュータ等の情報技術は急激な進展を遂げ、人々の社会生活や日常生活に浸透し、スマートフォンやタブレット PC 等に見られるように情報機器の使いやすさの向上も相まって、生徒が情報を活用したり発信したりする機会も増大している。

そうした社会において、生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。

今回の改訂においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について、こうした情報活用能力の育成もそのねらいとされているとともに、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされた。

● 各教科・科目等での指導

各教科等の指導にあたっては、教師がこれらの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、デジタル教科書やデジタル教材、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。各教科等における指導が、生徒の主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにするためには、必要な資料の選択が重要であり、とりわけ信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報などを授業に活用していくことが必要であることから、今回の改訂において、各種の統計資料と新聞が特に例示されている。これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが必要である。

● 情報モラルに関する指導

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。このため、次のような学習活動などを通じて、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

- ① 情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動
- ② ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動
- ③ 情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動
- ④ 情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動
- ⑤ 情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動
- ⑥ 健康を害するような行動について考えさせる学習活動

このような学習活動を行う際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。

また、情報技術やサービスの変化、生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。併せて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。更に、情報モラルに関する指導は、情報科や公民科、特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

31 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を行うに当たって、留意すべきことは何か。

今回の改訂においても、教育基本法第6条第2項（「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」）及び学校教育法第30条第2項（「主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」）を踏まえ、生徒の学習意欲の向上が重視されている。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、特に主体的な学びとの関係からは、生徒が学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげることが重要である。

具体的には、例えば、生徒が学習の見通しを立てたり、生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や、生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。

32 各教科・科目等において体験活動を実施する上で、留意すべきことは何か。

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視し、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが大切であり、学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科・科目等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要である。

就業体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動、自然のすばらしさを味わい自然や動植物を愛護する心を育てることができる自然体験活動、地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域の行事への参加などにおいて、各教科・科目等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、各教科・科目等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられる。このように、各教科・科目等の特質やその関連を踏まえ、生徒の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことが重要である。

33 学校図書館及び地域の公共施設の利活用を図るに当たって、留意すべきことは何か。

● 学校図書館の機能

学校図書館には、次の3つの機能がある。

- ① 生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ② 生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ③ 生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

したがって、学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、学校図書館が、生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えられるよう努めることが大切である。また、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切である。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。更に、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。

● 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善との関連

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、学校図書館の活用に加えて、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することも重要である。

なお、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）を踏まえ「劇場、音楽堂等」としているが、こうした公共の施設の名称や施設が有する機能は地域によって多様であるため、ここに規定する施設に限らず生徒の学習の充実に資する観点から幅広く活用を図ることが重要である。

34 指導の評価と改善を行うに当たって、留意すべきことは何か。

● 指導の評価と改善を行うに当たっての留意事項

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものである。「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 生徒のよい点や進歩の状況の積極的な評価

いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

② 評価の場面や方法の工夫

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や生徒の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

③ 生徒による評価

教師による評価とともに、生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することが大切である。相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

● 評価の3観点

各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理し、目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、更に社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「学びに向かう力、人間性等」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

● 評価方法の工夫改善

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。また、学習評価は生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

このため、学習評価の妥当性や信頼性を高めるため、次のような取組に、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。

- ① 評価規準や評価方法等を明確にすること。
- ② 評価結果について教師同士で検討すること。
- ③ 実践事例を蓄積し共有していくこと。
- ④ 授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ること。
- ⑤ 学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明すること。

⑥ 評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ること。

また、学習評価の結果をその後の指導に生かすことに加えて、生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにするために、学年間で生徒の学習の成果が共有され円滑な接続につながるよう、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組むことが大切である。

第4款 単位の修得及び卒業の認定

35 高等学校において単位の修得を認定された各教科・科目の扱いについて、どのように考えればよいか。

● 単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位の修得したことが認定される。

● 単位の修得を認定された各教科・科目の扱い

高等学校在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し単位の修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、具体的には次のように扱うこととなる。

- ① 転学や転籍の際には修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる。（学校教育法施行規則第92条第2項）
- ② 単位制による課程においては、過去に在学した高等学校において単位の修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。（単位制高等学校教育規程第7条）
- ③ 高等学校卒業程度認定試験を受験する際には、高等学校において、各試験科目に相当する科目を修得した生徒は、その願い出により、当該試験科目について受験が免除される。（高等学校卒業程度認定試験規則第5条）
- ④ やむを得ず原級留置とした場合、生徒の学習指導や生徒指導の必要性などから、その学年で履修した全ての教科・科目を、一旦修得を認められたものを含めて再履修させることは可能である。
いずれにしても、各学校においては当該生徒の将来を考えた場合、どのようにすることが生徒本人のためになるのかという教育的配慮の下に判断すべきものである。

36 分割履修した各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定について、どのように考えればよいか。

各教科・科目の単位を配当する場合、年次や学期の区分に応じ、当該科目の内容を分割して指導することも可能である。その場合の単位の修得の認定については、次のように行う。

① 2以上の年次にわたって分割して履修した場合

2以上の年次にわたって分割履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。

なお、単位認定は年次ごとに行うことを「原則とする」とあるのは、特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とするためである。

例えば、総合的な探究の時間について1年次に50単位時間、2年次に35単位時間、3年次に20単位時間を配当するようなケースが考えられる。

なお、この例のように複数の年次にわたって学習活動を行う場合には、十分な見通しをもった適切な指導計画の下で履修させた上で、その成果を適切に評価する必要がある。

② 学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合

単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

③ 単位の修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目の取扱い

単位の修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。

ただし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に入れて取り扱うことが可能である。

37 「単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。」とあるが、どのように考えればよいか。

この規定の適用としては、例えば、次のような場合が考えられる。

① 特定の教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合

② 特定の教科・科目の授業を特定の学期に行う場合や、特定の期間に集中的に行う場合（高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)ア）

③ 学校間連携や学校外活動の単位認定などにより、特定の教科・科目の一部又は全部を特定の学期に履修する場合

なお、これらの場合であってもその単位の修得認定を年度末に行うことは差し支えない。

38 卒業までに修得させる単位数及び履修と修得との関係について、どのように考えればよいか。

● 卒業までに修得させる単位数

必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数については、卒業までに履修させる各教科・科目等の単位数に含めなければならない。しかし、卒業までに修得させる単位数の中に、必履修教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数を含めるかどうかの判断は各学校で行う。すなわち、生徒は必ず必履修科目及び総合的な探究の時間を履修しなければならないが、学校がそれらの単位を修得すべきものと定めていない場合には、それらの履修の成果が単位修得に至らなくても、再度修得を目指して履修することは求められていない。

卒業までに修得させる単位数は、74 単位以上となっている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74 単位を下ってはならないという最低必要要件を定めたものであり、したがって、学校において 74 単位を上回る単位数を定めることができる。

なお、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は、合わせて 20 単位を超えることができない。専門学科及び総合学科についてはこのような制限は設けられていない。

● 卒業までに修得させる各教科・科目等

各学校においては、卒業までに修得させる単位数を定めなければならないが、卒業までに修得すべき各教科・科目について定めることまでは求められてはいない。したがって、各学校においてあらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目を定めることができる。同様に、総合的な探究の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

● 履修と修得の関係

多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点から、生徒の実態に応じ、いわゆる「履修即修得」の見直しを今後とも図っていく必要がある。

履修と修得の関係をどのように定めるかは、各学校の判断によるが、例えば、次のようなタイプが考えられる。

- ① 修得すべき教科・科目は定めない。
- ② 修得すべき教科・科目は、必履修教科・科目や専門教科・科目等履修させる教科・科目の一部のみとする。
- ③ 修得すべき教科・科目は、履修させる教科・科目の全てとする。

各学校においては、いずれのタイプを採用する場合においても、校内で十分検討し、修了認定や卒業認定を弾力的に行うよう配慮する必要がある。

【参考】

「履修」：各教科・科目及び総合的な探究の時間の目標を達成すべく授業に参加し、授業を受けること。

「修得」：各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修することにより、それらの目標からみて満足できる成果をあげること。

「履修即修得」：履修する各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位を全て修得させること。

39 卒業の認定に当たって、留意すべきことは何か。

卒業の認定については、個々の教師の行う成績の評価が、そのまま卒業認定に結びつくわけではなく、それを踏まえた上で、諸般の事情を総合的に考慮した校長の教育的裁量に基づき行われるものである。

卒業の認定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

① 全課程の修了の認定

校長は、必履修教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、かつ学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。同様に総合的な探究の時間についても、学校が修得すべきことを定めている場合には、その単位数を修得しなければならない。

② 卒業に必要な単位数

学校教育法施行規則第 96 条において、「校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74 単位以上を修得した者について行わなければならない。」という定めがあるが、修得した単位数が 74 単位に達したからといって、生徒が卒業認定を要求し得る根拠とはならない。学校において、卒業に必要な単位を 74 単位を超えたある単位数以上と定めた場合、生徒はそれを満たさなければならない。また、特別活動についてその成果が目標に照らして満足できるという要件も満たしていなければならない。

③ 生徒の平素の成績の評価

学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。（学校教育法施行規則第 104 条で高等学校に準用される第 57 条）

40 各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うとは、どのようなことか。

● 生徒の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点の重視

いわゆる学年制をとる場合においても、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮する必要がある。

学年制を厳格に運用すると、当該学年で修得すべきとされている科目が未修得の場合には、たとえそれが1科目でも上級学年への進級が認められず、原級留置とされてしまう。しかし、中途退学の要因の一つが原級留置に関わるものであるとの指摘もあり、あまりに厳格すぎる学年制の運用は、多様化している生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸長を図るという観点からみて、必ずしも適当とはいえない。

そのような観点から、各学年における課程の修了の認定については、特定の学年において一部の単位の修得が不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することが求められている。

● 認定を弾力的に行う場合の具体的方法

各学年の課程の修了の認定を弾力的に行う場合、具体的には次のような方法が考えられる。

- ① 未修得の教科・科目があった生徒について、一応進級させた上で次の学年で十分指導し、1学期末等に追試験等を行い、当該学期末等に単位の修得を認定する。

なお、このことは、最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の1学期末に行い、その時点で卒業を認めるということを許容するものではない。学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わることが原則である（学校教育法施行規則第104条で高等学校に準用する第59条）ことから、校長が全課程の修了を認定する時期は3月末が適当である。

- ② 学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付すことなく進級を認める。

なお、未修得の教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・科目として定めたものである場合も考えられるので、次の学年に進級した後に前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成することなどの配慮も考えられる。

41 学校外における学修等の単位認定制度については、どのようになっているか。

学校教育法施行規則等において、次の表のような、学校外における学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校又は専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度 （②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能教育施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度 （卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規程第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

42 学校外における学修等の単位認定に当たって、留意すべきことは何か。

学校外における学修等の単位認定制度は、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、生徒の在学する高等学校以外の場における学修の成果について、より幅広く評価できるようにすることを通じて、高等学校教育の一層の充実を図る観点から、各高等学校長の判断により当該学校の単位として認定することを可能とするものである。

● 実施に当たっての留意事項

この制度を実施するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 学校外における学修等を円滑に進めるため、実施委員会を設置するとともに、単位認定に関する実施要項を作成すること。
- ② 生徒に対して、オリエンテーションの実施、履修願や計画書の提出、レポートの提出など、必要かつ適切な事前・事後の指導を十分行うこと。
- ③ 活動の内容及び実施について、保護者や受入先の十分な理解を得ること。
- ④ ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動においては、生徒の安全に十分配慮し、保険に加入するなど適切な措置を講ずること。

● 単位認定に当たっての留意事項

この制度による単位認定に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 単位を認定するためには、高等学校教育に相当する水準を有する必要があること。また、実施する教科・科目は、あらかじめ教育課程に位置付けられていること。
- ② 評価は行わず単位の認定のみとすること。
- ③ 53ページの③、⑤、⑧については、1単位の標準時間数は、50分×35単位時間（1,750分）以上の時間を確保すること。
- ④ 認定できる単位数の上限は、各学校の実情に応じて定めること。
- ⑤ ボランティア活動や就業体験等においては、単位認定について判断できる「活動報告書」、「活動証明書」などを提出させること。

43 単位制による課程において単位修得の認定及び卒業の認定を行うに当たって、配慮すべきことは何か。

単位制による課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程であるので、各学年の課程の修了の認定は行われない。したがって、校長は、必修教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、かつ学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

また、単位修得の認定については、他の課程と同様に行うが、過去に在学した高等学校において単位を修得している生徒について、その修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

単位制による課程にあつては、教育上支障がないときは、学期の区分に従い、生徒を入学させ、又は卒業させることができる。

第5款 生徒の発達の支援

44 ガイダンスとカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することについて、どのように考えればよいか。

● ガイダンスとカウンセリングの必要性

全ての生徒が学校やホームルームの生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるようにし、生徒一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、生徒の発達を支え、その資質・能力を高めていくことが重要である。

このため、生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

● ガイダンスの機能の充実に関わる教育活動

第5章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)において「学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。」と示されているように、特別活動における配慮をはじめ、各教科・科目等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

特に、ガイダンスの機能の充実にについて配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

① 学校生活への適応指導

入学時、新年度や新学期の開始時期において、教師と生徒及び生徒相互のよりよい人間関係が生まれるように配慮すること。

また、生徒自身が学校やホームルームにおける諸活動や集団生活の意義、それらの内容などについて十分に理解し、現在及び将来の生き方を主体的に考え、自主的・自発的によりよい生活の実現に取り組むことができるよう指導・援助を充実させること。

② 各教科・科目等の学習指導

各教科・科目等や各種の学習活動の開始時期などにおいて、学習活動のねらいや方法、よりよい選択の仕方等についての理解を図り、生徒の学習意欲を喚起して、主体的に活動に取り組むことができるように配慮すること。

③ 個々の生徒に対する相談活動

様々な場面における不適切な選択が学校生活への不適応の原因ともなることなどを考慮し、しっかりとした選択ができるよう、年間を通じて適切な指導を計画的に進めるとともに、個々の生徒に対する相談活動の充実に配慮すること。

④ 各教科・科目や類型の選択

生徒自身が自己の適性や将来の生き方を視野に入れた主体的な判断に基づき各教科・科目や類型の選択を適切に行うことができ、その学習に真剣に取り組む意欲をもつことができるようにすること。

⑤ 進路指導

進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、更に積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てること。

● ガイダンスの機能の充実に関る上での留意事項

(1) 全体計画の作成

ガイダンスの機能の充実に関るため、各学校においては、学校の特色や生徒の実態等に応じて、生徒の入学から卒業までを見通して、学校生活や学習活動、進路選択等に係る全体計画を作成する必要がある。

(2) 校内体制の充実

個々の生徒の特性や発達段階、進路希望等にきめ細かく対応した具体的な説明や相談、指導・助言を行うことができるよう、教員の指導力を高める校内研修を充実させるとともに、校内の各部の連携強化など校内体制づくりを進めることが必要である。

● カウンセリングの機能の充実を図る上での留意事項

カウンセリングの機能を充実させることによって、生徒一人一人の教育上の問題等について、本人又はその保護者などにその望ましい在り方についての助言を通して、生徒のもつ悩みや課題の解決を援助し、生徒の発達に即して、よりよい人間関係を育て、生活に適応させ、人格の成長への援助を図ることは重要なことである。

カウンセリングの実施に当たっては、個々の生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

45 生徒指導の充実を図るために、留意すべきことは何か。

● 学校における生徒指導の意義

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

● 生徒指導の充実を図る上での留意事項

(1) 生徒理解の深化を図ること

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっており、また、生徒の育成環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、ホームルーム担任の教師の日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある生徒一人一人の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

(2) 教師と生徒との信頼関係を築くこと

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日頃の人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も進み、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

(3) 望ましい集団の実現を目指すこと

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深く関わっている。生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。単位制による課程をはじめとして、教育課程における選択の幅の大きい高等学校にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

以上のことを基盤として、高等学校における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人としての調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体性を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない。

46 キャリア教育の充実を図るために、配慮すべきことは何か。

キャリア教育は、生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、就業体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念の下、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められる。

更に、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

● キャリア教育を実施する上での留意事項

(1) 特別活動との関係

高等学校学習指導要領第1章総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うことは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての在り方生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意してホームルーム活動の指導にあたることが重要である。

(2) 小・中・高等学校とのつながり

ホームルーム活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理したということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切に活動である。小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、高等学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

47 学習習熟度別の学習集団の編成に当たって、留意すべきことは何か。

● 学習習熟度別の学習集団の形態の例

学習習熟度別に学習集団を編成する形態としては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 数学科、外国語科等の学習習熟度の差が大きくなりやすい一定の教科・科目について、習熟度別に学習集団を編成する場合
この場合は、幾つの学習集団に分けるかで種々の形ができる。
- ② 特定の科目について週のうちの一定時間を学習習熟度別に学習集団を編成する場合
例えば、週3単位時間の「数学I」の授業のうち1単位時間だけを習熟度別に学習集団を編成する場合などである。
- ③ 特定の科目について、ある単元（学習のまとめり）の途中から又は最後において何時間かを習熟度別に学習集団を編成する場合

● 学習習熟度別の学習集団の編成に当たっての留意点

学習習熟度別の学習集団の編成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 生徒の学習内容の習熟の程度の実態に即することは当然であるが、学校規模、教師の構成、施設・設備などについても十分検討しなければならない。その際、生徒が学習習熟度別の学習集団の編成の趣旨を正しく捉え、創意工夫により、前向きに課題を解決していくことが必要である。
- ② 関係者の共通理解を得ることに努め、一人一人の生徒が自己の学習習熟の程度をより高めようとする意欲をもつようにするなど、十分にその趣旨が生かされるよう留意しなければならない。そのためには、生徒に優越感や劣等感を生じさせたりすることのないよう、生徒に主体的に学習集団を選ばせる等の指導をすることも考えられる。
- ③ 学習内容の習熟の程度を的確に把握する方法を工夫し、日常の学習状況を観察することにより、個々の生徒の学習習熟の程度や学習意欲等を把握するとともに、生徒に対しては、各教科・科目の担任、ホームルーム担任、学年主任等を通して、その趣旨やねらいについて十分な理解を図り、個別指導を行うなどの配慮も必要である。
その際、保護者の理解や協力が得られるよう、事前の配慮を要する場合もあると考えられる。
- ④ 生徒の努力により学習習熟度が高まった場合など、その程度に応じた学習集団に編入できるよう、学期ごと、学年ごと等において学習集団の編成替えをするなど、集団が固定化することで、学習意欲が低下しないようにする必要がある。

なお、学習集団ごとの具体的な学習の目標、学習の内容、学習の進度、教科・科目の評価等をどうするかは、習熟の程度の差や科目の特質を踏まえて判断するものであり、慎重な検討を要するところである。これらについての、全教師の共通理解と生徒への周知徹底に関しても十分な配慮が必要である。

特に学習習熟度の低い学習集団においては、生徒の習熟度の高まりや意識の変化に対して常に適切な評価を続け、これを指導の上で生かすように努めることが大切である。

また、保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。

48 個に応じた指導の充実を図るに当たって、留意すべきことは何か。

高等学校段階においては、生徒の特性や進路等が非常に多様化しており、生徒一人一人を尊重し、個性を生かす教育の充実を図るためには、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが必要である。

指導方法については、生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

コンピュータ等の情報手段は適切に活用することにより個に応じた指導の充実にも有効であることから、今回の改訂において、指導方法や指導体制の工夫改善により個に応じた指導の充実を図る際に、高等学校学習指導要領第1章総則第3款1(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ることとしている。情報手段の活用の仕方は様々であるが、例えば大型提示装置で教師が教材等をわかりやすく示すことは、生徒の興味・関心を喚起したり、課題をつかませたりする上で有効である。

49 学習の遅れがちな生徒の指導に当たって、配慮すべきことは何か。

学習の遅れがちな生徒に対する配慮事項は、これまで障がいのある生徒に対する配慮事項と併せて規定されていたが、今回の改訂では、それぞれ個別に規定され、学習の遅れがちな生徒に対し配慮する方策の一つとして、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れることが例示されている。

学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人の能力や適性等の伸長を図るため、その実態に即して、各教科・科目等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を行う必要がある。

その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位（高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)イのただし書き）、各教科・科目の内容の選択（高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(5)エ）などの方法を活用し生徒の実態に即して適切に指導する必要がある。

50 障がいのある生徒の指導に当たって、配慮すべきことは何か。

学校教育法第81条第1項では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障がいのある生徒等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されている。

また、我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障がいのある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

そこで、今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的にわかるよう、学習指導要領の示し方について充実を図ることとした。

障がいのある生徒などには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥多動性障がい)などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障がいの可能性のある者も含まれている。このような障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。

(1) 障がいのある生徒の指導に当たっての配慮事項

障がいのある生徒の指導に当たっては、次の点に配慮する必要がある。

① 障がいの種類と程度等の把握

生徒の障がいの種類と程度等を、家庭、専門医等との連絡を密にしながらか確に把握し、指導に当たっては、音声教材、デジタル教科書やデジタル教材等を含め ICT 等の適切な活用を図ることも考えられる。

② 指導内容・指導方法の工夫

障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障がいの状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。このため、特別支援学校や医療・福祉・労働などの業務を行う関係機関と連携を図り、障がいのある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。

指導に当たっては、例えば、障がいのある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

③ 長期的視点に立った支援

障がいのある生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関などと連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。

④ 学校全体の支援体制

担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター(本県においては特別支援コーディネーター)を指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

なお、障がいのある生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校やホームルーム内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。

また、学習上の配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する必要がある。その際、障がいのある生徒の様々な能力・適性、興味・関心、性格などの特性や進路希望を踏まえつつ、多様な観点から生徒をとらえて、その可能性を見いだしたり、能力等の一層の伸長を図

るように努めたりすることが大切である。

(2) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

● 通級による指導の考え方

通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常どおりに行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

これまで、高等学校等においては通級による指導を行うことができなかったが、小・中学校における通級による指導を受けている児童生徒の増加や、中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学状況などを踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を確保する観点から、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成 28 年 3 月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）などにおいて、高等学校等においても通級による指導を導入する必要性が指摘されてきた。このため、平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則及び学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）の一部改正等が行われ、平成 30 年 4 月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様に、学校教育法施行規則第 140 条各号の一に該当する生徒で、具体的には、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

● 通級による指導を行う場合の配慮事項

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障がいによる特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

① 教育課程に加える場合

放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。

② 教育課程の一部に替える場合

他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというものである。対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。

なお、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

● 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

① 個別の教育支援計画

障がいのある生徒などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。個別の教育支援計画の作成を通して、生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となる。また、在籍校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要である。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、中学校における個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、入学前から在学中、そして進路先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど

個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意することが必要である。

② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障がいのある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要がある。

第6款 学校運営上の留意事項

51 カリキュラム・マネジメントを行うに当たって、配慮すべきことは何か。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、平成28年12月の中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示されている。

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

上記の三つを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが重要である。

- (1) 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科・科目等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、生徒の生活時間を教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。こうした改善については、校内の取組を通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもあるため、必要な体制や日程を具体化し組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

- (3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要となる。学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。とりわけ高等学校においては、課程、学科が様々で、生徒の特性や進路に対応するため類型や選択科目の配当等が多様であることから、各学校の実態を踏まえて体制を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが特に重要となる。その際、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校や大学、研究機関、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

52 家庭や地域社会との連携、協働及び学校相互の連携や交流を図るに当たって、配慮すべきことは何か。

学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。

具体的には、次のようなことが考えられる。

① 家庭や地域、産業界等との連携

就業体験活動の機会の確保を図るためには、産業界等とも十分に連携することが極めて重要である。

また、例えば、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度の活用などにより、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることなどが大切である。

更に、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

② 学校間の連携

近隣の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、中学校との間で相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義である。

大学との連携では、例えば、高等学校において専門分野に関する講演や説明等を大学の教授等に依頼したり、課題学習を行う際に大学生の支援を得てよりきめ細かく指導したりするなど、高大連携を推進することで、生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待される。

また、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、生徒が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。

③ 高齢者との交流

都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。

こうした取組を進めるに当たっては、総合的な探究の時間や特別活動、家庭科の時間などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

なお、高等学校については、他の高等学校において科目の単位を修得することのできる学校間連携（学校教育法施行規則第97条）、ボランティア活動や就業体験活動などの学校外活動に対する単位認定（同第98条、平成10年文部省告示第41号）が制度化されており、こうした取組を積極的に進めていくことが期待される。

第7款 道德教育に関する配慮事項

53 道德教育を行うに当たって、留意すべきことは何か。

● 高等学校における道德教育の考え方

道德教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道德性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

高等学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中学校における「特別の教科である道德」（以下「道德科」という。）の学習等を通じた道德的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道德科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の指導のための配慮が特に必要である。このため、高等学校における道德教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとされている。

● 道德教育の指導体制

学校が組織体として一体となって道德教育を進めるためには、校長の明確な方針と道德教育推進教師等の役割の明確化とともに、全教師が指導力を発揮し、協力して道德教育を展開できる体制を整える必要がある。

道德教育推進教師の役割は以下に示すような事柄が考えられる。

- ・ 道德教育の全体計画の作成に関する事
- ・ 全教育活動における道德教育の推進、充実に関する事
- ・ 道德教育用教材の整備・充実・活用に関する事
- ・ 道德教育の情報提供や情報交換に関する事
- ・ 道德教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関する事
- ・ 道德教育の研修の充実に関する事
- ・ 道德教育の全体計画の評価に関する事

● 道德教育の全体計画の作成

全教師が協力して道德教育を展開するため、高等学校学習指導要領第1章総則第1款2(2)に示された道德教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育について、その全体計画を作成することが規定されている。

その計画の作成に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- ① 全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教員の参加と協力を得ながら作成する。
- ② 全体計画は、次の事項等を踏まえて作成することが望ましい。
 - ア 学校、地域、生徒の実態
 - イ 学校の教育目標、道德教育の重点目標
 - ウ 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動等との関連
 - エ 家庭、地域、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携
 - オ 道德教育を推進するための校内の体制
 - カ その他必要と考えられる事
- ③ 全体計画は、年間学習指導計画と同時期に作成する。
- ④ 全体計画は、他の教育計画と同様に、その趣旨や概要等を生徒、保護者にも示し、理解を得ることが

大切である。そのためには、学校通信やホームページ等を活用し、積極的に公開することが望ましい。

なお、全体計画の作成に当たっては、全教師が生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め、その重要性や関連を認識することが大切である。そして、日常的な教育実践の具体的な取組にまで明確化することが必要となる。そのことを通して、作成に関わる教師の意識も高揚し、積極的な活用が期待される。

更に、全体計画は、学校における道德教育の基本を示すものであるから、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道德教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善に関わる共通理解を図る必要がある。

◆定時制・通信制関係◆

1 定時制の課程における1単位時間、年間授業週数をどう理解すればよいか。

● 1 単位時間

1 単位時間については、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)アに「単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と規定されている。したがって、定時制課程においても50分とすることが妥当である。

ただし、本県では、生徒の勤労状況と地域の諸事情を考慮し、これまで45分で実施してきた経緯があり、45分として弾力的に運用することも可能である。

● 年間授業週数

全日制の課程における年間授業週数については、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)アにおいて35週行うことを標準とすることが定められている。定時制の課程においても、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)ウによる「季節的配分」を考慮しても高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(1)アの「35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。」と定められていることを踏まえれば、35週以上で計画するのが妥当である。

2 定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数を定めるに当たって、配慮すべきことは何か。

● 授業日数の季節的配分について

授業日数の季節的配分については、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)ウに「生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。」と示されている。生徒の勤労状況や生活の状況などを踏まえ、負担過重になることを避け、学習効果を上げるよう配慮する観点から、例えば、年間を通じて夏季に多く、冬季に少なくする等の弾力的な教育課程の編成をすることも考えられる。

● 週若しくは1日当たりの授業時数

週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況や生活の状況など生徒の実態に応じて生徒の負担過重とならないことに加え、卒業までに修得させる単位数(74単位以上)と修業年限との関係から、1日当たりの授業時数を適切に定めることが必要である。

なお、修業年限を3年以上とする場合は、週当たりの授業時数には限界があることから、学校外における学修の単位認定の活用などを検討することも必要である。

3 「定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。」とあるが、これをどう理解すればよいか。

定時制の課程においては、授業の週数・日数や1日当たりの時数の取扱いについて、生徒の勤労や生活状況などに即応し、負担過重となることを避け、実際的な効果を上げるような適切な配慮が必要である。

高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)カで示されているこのことについては、定時制の課程におけるいわゆる特例措置を示したものである。ここでいう、「特別の事情がある場合」とは、一般的にいえば、生徒の勤務の実態、交通事情などに特別の事情がある場合などである。

定時制の課程においては、高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(3)エにおいてホームルーム活動の授業時数を原則として年間35単位時間以上としている趣旨を踏まえて、地域や生徒の実態等を考慮しながら、適切なホームルーム活動の授業時数を定める必要がある。

また、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができるとしているのは、特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示されていることから、定時制においてこれらの活動の全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするができるということである。

4 定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替について、どう理解すればよいか。

実務等の体験を評価し、職業科目の履修の一部に代替できるのは、次のような要件を満たすことが必要である。

- ① 職業科目が教育課程に位置付けられていること。
- ② 職業科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること。
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること。

例えば、小売店に勤めている場合、その実務が学校で履修している商業に関する科目の一部を履修した場合と同様の成果があると学校で認めたときは、その科目の増加単位として評価したり、あるいは学校における履修の一部を免除したりすることができる。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その各教科・科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることが考えられる。

5 通信制の課程における理数に属する科目及び総合的な探究の時間について、どのように考えればよいか。

● 通信制の課程における総合的な探究の時間の単位数

総合的な探究の時間については、通信制の課程においても全ての生徒が履修しなければならない、その標準単位数は3～6単位と規定されている。

● 添削指導と面接指導について

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、1単位につき1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定めることとされている。

理数に属する科目及び総合的な探究の時間における目標や内容の取扱い等については、通信制の課程においても、全日制・定時制の課程と同様である。したがって、課題を発見し解決していくための資質・能力の育成をねらいとして、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、各学校の創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うこととなる。

通信制の課程においては、これらの学習活動を添削指導及び面接指導により行うこととなる。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが重要である。

6 通信制の課程における面接指導の1回あたりの時間について、どのように考えればよいか。

面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとされている。

通信制の課程の面接指導は、生徒の自学自習の過程での面接による指導であり、そのため指導の長短を画一的な時間で固定化することは指導の趣旨からしてもなじまないことに配慮し、各学校で生徒の実態や各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質を考慮して適切に定めるものとされている。

ただし、この場合も、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保することが前提となることに留意する必要がある。各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が、高等学校学習指導要領第1章総則第2款5(1)において定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがって、それによって計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

7 通信制の課程におけるラジオ・テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除について、どのように考えればよいか。

各教科・科目又は特別活動について、体系的に行われるラジオ・テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合、報告課題の作成等により、その成果が各教科・科目の目標からみて満足できると認められるときは、メディアごとにそれぞれ10分の6以内、合わせて10分の8以内の時間数に限り面接指導等の時間を免除することができる。

「免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。」とされているのは、放送という間接経験のみでは学習の成果が十分とはいえないので、添削指導と並んで通信教育の柱である面接指導における個別指導の重要性から、少なくとも10分の2の面接指導時間数を確保することを義務付けているものである。

8 通信制の課程における特別活動の指導については、どのように考えればよいか。

通信制の課程における特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとされている。

通信制の課程では登校日数におのずと制限があるが、ホームルーム活動や生徒会活動等は集団活動の場として欠かすことのできないものである。特に通信制の課程における生徒は、年齢が多様であり、様々な職業に従事していることから、このような生徒が集まり交流を図ることは、人間形成の面から教育効果の高いものである。全日制・定時制の課程と同じような授業時数を確保することは難しいが、このような特別活動の重要性を踏まえて、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導する必要がある。

なお、通信制においては、ホームルーム活動及び生徒会活動について、特別活動で取り組むべき内容の活動の全てを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするができるとしたものである。

9 通信制の課程における試験については、どう理解すればよいか。

通信制の課程における各教科・科目の試験については、学習指導要領に定められていないが、高等学校通信教育規程第2条に「高等学校の通信制の課程で行なう教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。」とあるように、試験は、添削指導や面接指導とともに通信制の教育活動に有効な方法であり、これを効果的に活用する必要がある。

試験は、添削指導や面接指導の成果について評価でき、今後の指導の参考ともなるものであり、試験を行う場合の時期、回数及び方法等については学校に委ねられている。

試験を実施するに当たっては、添削指導と面接指導を中心とする通信教育の特色から、画一的な方法を避け、生徒一人一人の実態に応じた方法及び評価などについて検討する必要がある。

10 通信制の課程における登校日数については、どう理解すればよいか。

学習指導要領には、登校日数についての規定は設けられていないが、通信教育が自宅等で学習することを中心とするものであり、また、指導が原則として放送を含む通信手段によっていることなどから、画一的に登校日数を規定するのはその実態から必ずしも適切とはいえない。

したがって、学校の実態に応じて学校が適切に定めることになるが、生徒の実態及び各教科・科目等の特質、添削指導、面接指導、試験、学校行事等を考慮して、生徒がゆとりを持って指導を受けることができるように登校日数の配分を計画する必要がある。

なお、生徒の勤労状況や生活実態に応じ、負担過重とならないように配慮する必要がある。

第5章 移行措置

平成30年3月30日に告示された高等学校学習指導要領（以下、「新学習指導要領」という。）は、令和4年4月1日以降に高等学校に入学した生徒に係る教育課程から適用されるが、平成31年4月1日から新学習指導要領が適用されるまでの間における移行措置の概要及び留意事項については次のとおりである。

1 移行措置の概要

(1) 平成30年度から令和3年度の入学生に係る教育課程

家庭については、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

(2) 平成31年度から令和3年度の入学生に係る教育課程

従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新学習指導要領による。

(3) 平成31年度から令和3年度に在籍する全ての生徒に係る教育課程

- ① 総則については、新学習指導要領によることが適さない事項を除き、新学習指導要領による。
- ② 特別活動については、新学習指導要領による。
- ③ 地理歴史・公民については、新学習指導要領の領土に関する規定を適用する。
- ④ 保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、全部又は一部について新学習指導要領によることができる。その際、福祉には、科目「福祉情報」を加える。

2 留意事項

(1) 平成30年度から令和3年度の入学生に係る移行措置の留意事項

家庭については、平成30年6月の民法改正により、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、平成30年度以降に高等学校に入学する生徒に対して、消費者教育の充実が十分に図られるよう配慮すること。

(2) 平成31年度から令和3年度に在籍する全ての生徒に係る移行措置の留意事項

- ① 移行期間中に新学習指導要領の規定を適用することとされている内容については、新学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- ② 移行期間中に新学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新学習指導要領による場合は、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時間を確保して指導すること。
- ③ 移行期間中に現行高等学校学習指導要領によることとされている教科についても、新学習指導要領の規定の内容を加えて指導することはできること。その際、教科及び科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重になったりすることのないようにすること。
- ④ 令和4年度以降に、各教科に共通する教科「理数」に属する科目を開設し、総合的な探究の時間と代替することを検討している場合には、移行期間中の総合的な探究の時間の指導に当たり、数学的な手法や科学的な手法などを用いて探究を行うこともできること。
- ⑤ 福祉については、令和4年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修は可能となるよう配慮すること。

(3) その他

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間中新学習指導要領の規定を適用する部分を含め、現行高等学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

令和2年度

福島県高等学校長協会教育課程委員会

福島高等学校長	竹 田 真 二
福島明成高等学校長	大和田 範 雄
福島工業高等学校長	鈴 木 康 隆
光南高等学校長	郡 司 完
西会津高等学校長	佐 藤 秀 雄
田島高等学校長	渡 邊 武 彦
南会津高等学校長	橋 本 忠 広
いわき総合高等学校長	渡 邊 学
四倉高等学校長	金 成 智 子
ふたば未来学園高等学校長	柳 沼 英 樹
西郷支援学校長	阿 部 和 行

福島県教育庁高校教育課

課長	丹 野 純 一
主幹	箱 崎 兼 一
主任指導主事	亀 田 光 弘
主任指導主事	鈴 木 哲
指導主事	梅 野 克 也
指導主事	四 家 真 澄
指導主事	佐 藤 周
指導主事	緑 川 祐
指導主事	滝 沢 日 佐 人
指導主事	佐 藤 章
指導主事	渡 部 俊 博
指導主事	岩 間 真 由 美
指導主事	清 水 隆 司
指導主事	志 賀 勲
指導主事	鈴 木 敦
指導主事	五十嵐 陽 一
指導主事	高 野 英 樹
指導主事	鈴 木 砂 代 子
指導主事	伊 藤 恵 美 子